

【3 震災対策編】

目 次

第1章 総 則	- 1 -
第1節 本市の震災を取り巻く自然的条件	- 1 -
第1 本市の概要	- 1 -
第2 活断層	- 1 -
第2節 本市の主な地震活動	- 2 -
第1 地震の発生状況	- 2 -
第2 本市を取り巻く地震の環境	- 2 -
第3節 地震被害想定	- 3 -
第1 想定地震	- 3 -
第2 被害想定結果	- 4 -
第2章 災害予防	- 5 -
第1節 防災意識の高揚	- 5 -
第1 市民の防災意識の高揚	- 5 -
第2 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育	- 8 -
第3 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育	- 8 -
第4 職員に対する防災教育	- 8 -
第5 防災に関する調査研究	- 9 -
第6 防災知識の普及、訓練における避難行動要支援者等への配慮	- 9 -
第7 言い伝えや教訓の継承	- 9 -
第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化	- 9 -
第3節 防災訓練の実施	- 9 -
第4節 避難行動要支援者対策	- 9 -
第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	- 9 -
第6節 震災に強いまちづくり	- 9 -
第7節 地盤災害予防対策	- 9 -
第1 斜面崩壊防止対策の推進	- 9 -
第2 被災宅地危険度判定制度の整備	- 10 -
第3 軟弱地盤対策	- 10 -
第4 大規模盛土造成地マップ対策	- 10 -
第8節 農林業関係災害予防対策	- 10 -
第9節 地震情報観測・収集・伝達体制の整備	- 10 -
第1 地震情報の収集	- 10 -
第2 地震情報等の伝達	- 11 -
第3 震度情報ネットワークシステムの管理	- 11 -
第10節 情報・通信システムの整備	- 11 -

第1 1 節 避難体制の整備	- 11 -
第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	- 11 -
第2 避難に関する知識の周知徹底	- 11 -
第3 避難実施・誘導體制の整備	- 11 -
第4 避難所管理・運営体制の整備	- 12 -
第5 帰宅困難者対策	- 12 -
第6 市外避難者受入対策	- 12 -
第1 2 節 警備活動体制の整備	- 12 -
第1 3 節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備	- 12 -
第1 現状と課題	- 13 -
第2 火災予防の徹底	- 13 -
第3 消防力の強化	- 14 -
第4 救急・救助力の強化	- 15 -
第1 4 節 保健医療体制の整備	- 15 -
第1 5 節 緊急輸送体制の整備	- 15 -
第1 6 節 防災拠点の整備	- 15 -
第1 7 節 建築物等災害予防対策	- 15 -
第1 現状と課題	- 15 -
第2 民間建築物の耐震性の強化促進	- 16 -
第3 公共建築物の耐震性等の強化促進	- 16 -
第4 震災建築物応急危険度判定制度の整備	- 17 -
第5 ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止	- 18 -
第6 家具等転倒防止	- 18 -
第7 石綿含有建設部材使用建築物への予防対策	- 18 -
第1 8 節 公共施設等災害予防対策	- 18 -
第1 9 節 危険物施設等災害予防対策	- 18 -
第2 0 節 鉱山、採石場等災害予防対策	- 19 -
第2 1 節 文教施設等災害予防対策	- 19 -
第2 2 節 航空消防防災体制の整備	- 19 -
第2 3 節 大規模災害時における応援・受援	- 19 -
第2 4 節 孤立集落災害予防対策	- 19 -
第2 5 節 災害廃棄物等の処理体制の整備	- 19 -
第3章 災害応急対策	- 20 -
第1 節 活動体制の確立	- 20 -
第1 市の活動体制	- 20 -
第2 注意体制	- 20 -
第3 災害警戒本部の設置（警戒体制）	- 20 -
第4 災害対策本部の設置（第1 非常体制・第2 非常体制）	- 21 -
第5 業務継続計画（BCP）	- 23 -
第2 節 情報の収集・伝達及び通信確保対策	- 23 -

第1	情報収集伝達体制	- 23 -
第2	地震情報の伝達	- 24 -
第3	被害状況等の情報収集	- 24 -
第4	被害状況の報告	- 25 -
第5	通信手段の種類	- 26 -
第6	通信施設の利用方法	- 26 -
第7	市民への伝達手段	- 27 -
第8	通信施設の応急復旧	- 28 -
第9	放送要請	- 28 -
第3節	相互応援協力・応援・派遣要請	- 28 -
第1	市町相互応援協力等	- 28 -
第2	指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請	- 29 -
第3	ライフライン関係機関との連携	- 29 -
第4	自衛隊派遣要請	- 29 -
第4節	災害救助法の適用	- 30 -
第1	災害救助法の適用基準	- 30 -
第2	災害救助法の適用に係る報告	- 31 -
第3	災害救助法に基づく救助の種類	- 32 -
第4	災害救助法に基づく救助の実施	- 32 -
第5節	避難対策	- 33 -
第1	実施体制	- 33 -
第2	避難の指示及び警戒区域の設定の内容	- 33 -
第3	避難指示等の周知・誘導	- 34 -
第4	避難所の開設、運営	- 35 -
第5	避難所におけるトイレ対策	- 37 -
第6	要配慮者への生活支援	- 38 -
第7	こころのケア対策	- 38 -
第8	避難所外避難者への支援	- 38 -
第9	市における計画	- 38 -
第10	帰宅困難者対策	- 39 -
第11	市民の広域避難等	- 40 -
第12	市外避難者の受入	- 40 -
第13	被災者台帳の作成	- 41 -
第14	災害救助法による実施基準	- 42 -
第5の2節	広域一時滞在対策	- 42 -
第1	制度概要	- 43 -
第2	県内市町における一時滞在	- 43 -
第3	県外における一時滞在	- 44 -
第4	他都道府県からの協議	- 44 -
第5	広域一時滞在中の協議等の代行	- 45 -

第6	費用負担	- 45 -
第6節	災害警備活動	- 46 -
第1	被災地、避難場所等の警戒警備への協力	- 46 -
第2	社会秩序の維持	- 46 -
第7節	救急・救助・消火活動	- 46 -
第1	地域住民及び自主防災組織の活動	- 46 -
第2	事業所の活動	- 47 -
第3	市及び消防機関の活動	- 47 -
第4	県消防防災ヘリコプター等の運用	- 48 -
第5	消防相互応援等	- 49 -
第6	警察の活動	- 50 -
第7	自衛隊の活動	- 50 -
第8	各機関との連携	- 50 -
第9	災害救助法による実施基準	- 50 -
第8節	医療救護活動	- 51 -
第1	市の実施体制	- 51 -
第2	県の実施体制	- 51 -
第3	救護所の設置	- 52 -
第4	医療施設の応急復旧	- 52 -
第5	災害救助法による実施基準	- 52 -
第9節	二次災害防止活動	- 53 -
第1	水害・土砂災害等の二次災害防止	- 53 -
第2	建築物・構造物の二次災害防止	- 54 -
第10節	緊急輸送活動	- 55 -
第1	実施体制	- 55 -
第2	輸送の対象	- 55 -
第3	輸送手段の確保	- 55 -
第4	輸送体制の確保	- 56 -
第5	災害救助法による輸送基準	- 57 -
第11節	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動	- 57 -
第1	基本方針	- 57 -
第2	給食	- 57 -
第3	給水	- 59 -
第4	生活必需品等の供給	- 60 -
第12節	農地・農林業用施設等対策	- 61 -
第1	被害状況の把握	- 61 -
第2	応急対策の実施	- 61 -
第13節	保健衛生活動	- 62 -
第1	保健衛生対策	- 62 -
第2	遺体取扱対策	- 63 -

第3 動物取扱対策.....	- 66 -
第14節 障害物等除去活動.....	- 67 -
第1 住居内障害物の除去.....	- 67 -
第2 道路の障害物の除去.....	- 67 -
第3 放置車両等の移動.....	- 68 -
第4 障害物集積所の確保.....	- 68 -
第15節 廃棄物処理活動.....	- 68 -
第1 災害廃棄物の処理.....	- 68 -
第2 がれき処理.....	- 69 -
第3 し尿処理.....	- 70 -
第4 廃棄物処理の特例.....	- 70 -
第16節 文教施設等応急対策.....	- 71 -
第1 応急措置.....	- 71 -
第2 応急時の教育の実施.....	- 71 -
第3 防災拠点としての役割.....	- 72 -
第4 学用品の調達・給与.....	- 72 -
第5 文化財の保護.....	- 73 -
第6 文化施設における応急対策.....	- 73 -
第7 社会教育施設における応急対策.....	- 73 -
第17節 住宅応急対策.....	- 73 -
第1 実施体制.....	- 73 -
第2 公営住宅等の一時供給.....	- 74 -
第3 応急仮設住宅の供給.....	- 74 -
第4 被災住宅の応急修理.....	- 75 -
第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供.....	- 75 -
第18節 労務供給対策.....	- 75 -
第1 労務供給計画.....	- 75 -
第2 災害救助法を適用した場合の要員の確保.....	- 76 -
第19節 公共施設等応急対策.....	- 76 -
第1 輸送関係施設の対策.....	- 77 -
第2 ライフライン関係施設の対策.....	- 78 -
第3 河川管理施設等の対策.....	- 80 -
第20節 危険物施設等応急対策.....	- 81 -
第1 災害の拡大防止活動.....	- 81 -
第2 危険物等の大量流出に対する応急措置.....	- 81 -
第3 避難対策.....	- 81 -
第4 石油類等.....	- 82 -
第5 火薬類.....	- 82 -
第6 LPガス・高圧ガス.....	- 82 -
第7 毒物・劇物.....	- 83 -

第2 1 節 広報活動	- 83 -
第1 広報活動内容	- 83 -
第2 市の広報活動	- 84 -
第3 市民に対する広報活動	- 86 -
第4 その他の機関の広報活動	- 86 -
第2 2 節 自発的支援の受入	- 86 -
第1 ボランティアの受入・活動支援	- 86 -
第2 義援物資・義援金の受入・配分	- 87 -
第2 3 節 孤立集落応急対策	- 88 -
第1 孤立実態の把握	- 88 -
第2 救出・救助活動の実施	- 88 -
第3 通信体制の確保	- 88 -
第4 生活必需物資の輸送	- 88 -
第5 道路の応急復旧	- 88 -
第4 章 災害復旧・復興	- 89 -
第1 節 復旧・復興の基本的方向の決定	- 89 -
第2 節 民生の安定化対策	- 89 -
第3 節 公共施設等災害復旧対策	- 89 -

第1章 総 則

第1節 本市の震災を取り巻く自然的条件

地質、断層の状況等の特性からみた本市の自然的条件を明らかにし、効果的な災害対策の実施に資する。

第1 本市の概要

本市は、高原山麓一帯の肥沃な地域であり、面積は170.46km²で、東西約11.6km、南北約24.2kmのほぼ長方形をなし、中央部は海拔200m（市役所位置）で、最も高い所は北西部にそびえる剣ヶ峰の海拔1,590m、最も低い所は南端部の乙畑地内の海拔160mである。

北部山岳地帯は、日光国立公園の一部である高原連峰で、林産資源に富み、各所に鉱泉が湧出し、八方ヶ原の春はレンゲツツジ、夏はハイキング、秋は溪谷の紅葉等自然の美に恵まれている。この山系に源を発する大小の河川は南下して、北東に箒川、中央部に内川、中川、宮川、南端に荒川の清流となり、沿岸は農産物に富み、人口の密集地となっている。

第2 活断層

1 活断層の概要

日本列島の地下では、一般に東西方向、又は、北西―南東方向の強い圧縮の力がかかっており、そのため陸域において、大きな地震が発生することがある。国の調査研究によると、陸域では、地震を発生させるような硬さを持つ岩盤は、地下15～20km程度であり、それより深いところでは、温度が高いため、岩盤に力がかかっても急激な破壊は起こらず流動的に変形してしまうと考えられている。したがって、陸域で発生する規模の大きな地震は、その震源が浅いため、マグニチュード7.0程度以上の地震が発生した場合、断層運動が地表面まで達して、地表にずれが生じることが多い。地形や地質の調査から、地表をずらした断層では、少なくとも過去数10万年に渡って、そのようなずれが累積してきたことが分かっている。これは、そこで何度も大地震が発生してきたことを意味しており、今後も大地震が繰り返し発生すると考えられる。このように、過去の活動を繰り返し、今後もその可能性がある断層を活断層という。

2 活断層の状況

本市から最も近い関谷断層は、那須岳西側山腹から那須野原の西縁に沿って、那須岳北方の福島―栃木県境から、那須塩原市、矢板市を経て、塩谷町北東部に延びる活断層である。過去の文献等から、この断層の活動により、周辺の地域に地震被害をもたらしたことがあるとされている。関谷断層は、国が定める主要114断層帯の一つとして位置づけられ、平成12年度から13年度にかけて（独）産業技術総合研究所によって実施された調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、文部科学省にある地震調査研究推進本部がこの断層の諸特性を次のように評価した（平成27年4月）。

(1) 断層の過去の活動

関谷断層の最新の活動は14世紀以後、17世紀以前と推定される。また、平均

的な活動間隔は約2,600～4,100年と推定される。

(2) 断層の将来の活動

関谷断層は、全体が1つの活動区間として活動する場合、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定される。また、その時、断層近傍の地表面では、西側が東側に対して相対的に3～4m程度高まる段差やたわみが発生する可能性がある。

一般に、活断層で発生する地震は千年程度から数万年という長い間隔で発生するとされており、将来このような地震が発生する長期確率は、以下のとおりである。

項 目	将来の地震発生確率
今後30年以内の地震発生確率	ほぼ0%
今後50年以内の地震発生確率	ほぼ0%
今後100年以内の地震発生確率	ほぼ0%
今後300年以内の地震発生確率	ほぼ0%～0.003%

※今後30年間の地震発生確率が0.1%以上3%未満の場合、発生確率がやや高いと評価される。

出典 地震調査研究推進本部：関谷断層の長期評価（一部改正）（平成27年4月24日）

第2節 本市の主な地震活動

第1 地震の発生状況

本市の過去5年（平成30年度～令和4年度）の地震観測回数は下表のとおりである。

○観測点（矢板市）

（単位：回）

年	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
回数	16	15	20	24	21

[気象庁資料]

第2 本市を取り巻く地震の環境

1 足尾付近群発地震

日光・足尾地域から群馬県との県境にかけての地域で、定常的に地震活動が見られ、関東地方の陸域の浅い所に見られる活動の中では最も活発である。この地域には火山がいくつかあるが、地震活動との関係についてははっきりしたことはまだ分かっていない。ほとんどは小規模であるが、マグニチュード6クラスの地震も稀に発生する。

2 茨城県南西部地震

茨城県南西部では、定常的に地震活動が活発であり、やや深いところ（50km前後）ではマグニチュード5～6程度の地震が数年に1回の割合で発生している。平成8年には、本県でも震度5弱を記録し、住家の一部損壊47棟の被害にあった。また、被害はなかったが、平成20年と平成28年にも震度5弱を記録する地震が発生している。

3 関谷断層

本章第1節第2のとおり、全国主要114活断層帯の1つであるが、国の調査・分析により、今後300年以内に大規模な地震を引き起こす可能性はほぼないと結論づ

けられている。

4 東北地方太平洋沖地震（平成23（2011）年3月11日）

マグニチュード9.0。牡鹿半島の東南東130km付近の三陸沖を震源とし、震源域が岩手県沖から茨城県沖までの長さ約400km、幅約200kmに及ぶ観測史上国内最大規模のプレート型地震。1900年以降に発生した地震としては世界で4番目の規模の地震であった。最大震度7（宮城県栗原市）を始めとして、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度が観測され、死者19,418名、行方不明者2,592名、負傷者6,220名の人的被害、全壊121,809戸、半壊278,496戸の住家被害を始めとした未曾有の被害が発生。県内では最大震度6強（宇都宮市、真岡市、大田原市、市貝町、高根沢町）が観測され、死者4名、負傷者133名の人的被害、全壊261棟、半壊2,118棟の住家被害が発生。（平成29（2017）年9月1日現在）

〈資料編 P12 気象庁震度階級関連解説表〉

5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

令和3年12月に、両海溝沿いで科学的に想定し得る最大規模の地震が起きた場合の被害想定が公表されたのを受け、南海トラフ地震特別措置法と同程度に対策を強化するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が改正（令和4年6月17日施行）され、本市は防災対策推進地域として指定されている。

第3節 地震被害想定

地震災害に迅速、的確に対応できる防災体制を確立するための基礎資料として、矢板市として最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定し、その場合の被害を予測する。

第1 想定地震

1 地震規模、震源等の設定

矢板市として最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、以下のとおり地震規模、震源等を設定した。

[栃木県地震被害想定調査(平成25年度)]

なお、地震規模、震源等の設定に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

○矢板市として、最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を設定するため、本市において人口が最も集中する市役所周辺を震源とする地震が発生することを想定する。

○矢板市及びその周辺では、広範囲に被害を及ぼす可能性のある活断層は確認されていない。このため、活断層をともしない地域で起こりうる地震(M6.9)が矢板市の直下で発生するものと仮定し、同レベルの地震規模を設定する。

○線震源とする。

○起震断層の長さは、M6.9の場合に相当する長さとして約18kmとする。

○震源位置は、被害が大きくなる設定とするため、矢板市内で人口密度の高い地域をまたぐように設定する。

○震源深さは10kmとする。

2 想定シーン(被害が最大となるシーン)

想定シーンについては、建物被害、人的被害は、人的被害が最も大きくなる冬深夜、

風速10m/sの場合の被害を、それ以外の項目は、一部を除き、それぞれの項目において最も被害が大きくなる冬18時、風速10m/sの場合の被害を総括した。なお、エレベータ内閉じ込め者数は朝7時から8時、帰宅困難者数は昼12時の時間帯を想定している。

第2 被害想定結果

本調査結果により、建物被害、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、避難者数、帰宅困難者数について次のとおり予測した。

被害種別		件数
建物被害	全壊	1,091棟
	半壊	3,791棟
	焼失	5棟
人的被害	死者	67人
	重傷者	124人
	負傷者	981人
	軽傷者	857人
ライフライン被害	上水道 (断水人口)	32,871人
	下水道 (支障人口)	4,561人
	電力 (停電軒数)	1,382軒
	通信 (不通回線)	832回線
	LPガス(供給停止戸数)	2,113戸
交通施設被害	道路被害 (高速道路)	2箇所
	〃 (直轄国道)	2箇所
	〃 (一般道)	45箇所
	鉄道被害(新幹線)	5箇所
	〃 (在来線)	26箇所
生活への支障		件数
避難者数	避難所(当日・1日後)	2,506人
	帰宅困難者数 帰宅困難者	3,626人
	滞留者	3,151人

※地震被害想定は、内閣府技術資料に基づき、活断層がなくとも起こりうる最大想定である直下型地震のM6.9、震度6弱を想定しているが、東北地方太平洋沖地震(M9.0)のプレート型地震で震度6強を計測したことから、中央防災会議等や関係機関の検証をもとに災害対応について修正を行った。

なお、この結果は平成25年度に栃木県が実施した栃木県地震被害想定調査に基づくものである。

第2章 災害予防

第1節 防災意識の高揚

市及び消防本部は、震災発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、乳幼児、児童、生徒（以下「児童・生徒」という。）や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

第1 市民の防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

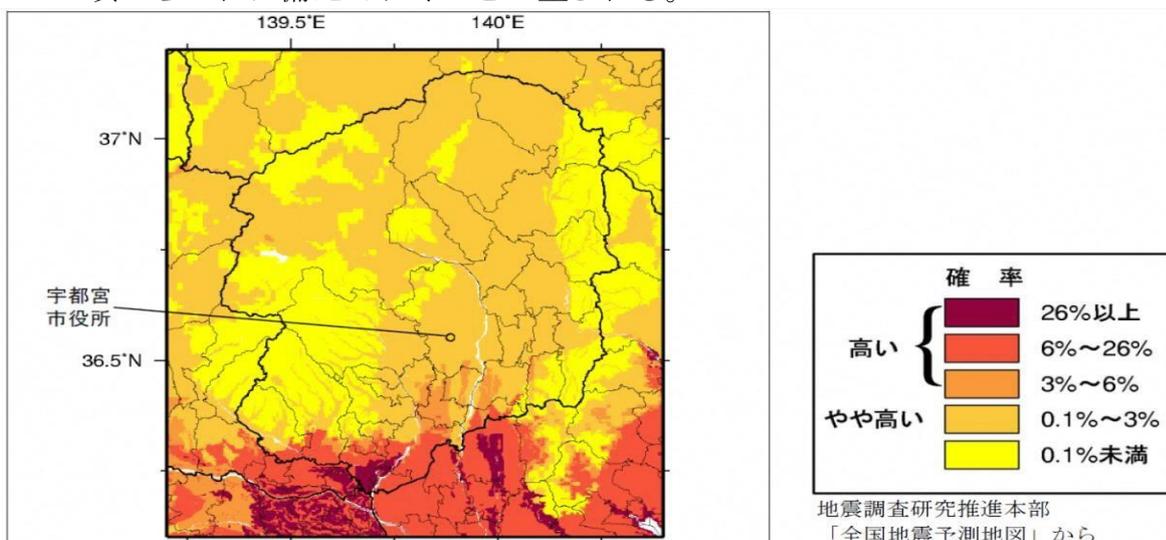
自らの身の安全は自ら守るという「自助」の精神が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。

平常時には、地震に関する基本的な知識を身に付けると共に、各家庭において住家の耐震化、大型家具・電化製品の固定、安全な配置等に努める一方、地域において、市、地域自主防災組織等が行っている防災活動に積極的に協力し、災害時には、的確に身を守る、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは市及び地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び防災関係機関は、市民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命(いのち)・身体(み)を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

(1) 発生地震の想定(この項の図表は全て地震調査研究推進本部「全国地震予測地図」からの引用)地震調査研究推進本部で作成している「全国地震予測地図」によれば、県内の山地を除くほとんどの地域で、今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる確率が「やや高い」と評価される0.1%以上であるとされている。

このことから、市民の一人ひとりが最低限震度6弱以上の地震の発生を想定し、日頃からこれに備えておくことが望まれる。



(2) 地盤の揺れやすさ

地震への備えのひとつとして、自分が生活する地域等の「揺れやすさ」についてあらかじめ知っておくことが大切である。

地盤の揺れやすさは、大きく言って、地表からS波速度が300～700m/s程度の地盤の上面までの表層地盤と、その下からS波速度3km/s程度の地盤の上面までの深部地盤とによって決まり、基本的には表層地盤の軟らかい地域が揺れの影響を大きく受ける傾向にあるが、長周期震動(ゆっくりした地震動)の場合はこれに加えて深部地盤の深い地域も影響を受ける傾向がみられる。以下に、地盤構造と地震の揺れの伝わり方の概念図と、栃木県の表層地盤及び深部地盤の分布図を示す。

(3) 緊急地震速報による事前覚知

第9節第1の2に記載する緊急地震速報を利用することにより、いち早く身体を守る行動に移ることができる。

【緊急地震速報のしくみの概要】

地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた初期微動(P波)の観測データを解析し、最大震度が5弱以上と予測された場合にその解析結果に基づいて各地での主要動(S波)の到達時刻や震度を予測し、テレビやラジオ、携帯電話等の緊急速報メール等で可能な限り素早く知らせる。

【速報の発表条件】

地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測されたとき

【速報の内容】

地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、地震発生場所の震央地名、強い揺れ(震度5弱以上)が予測される地域及び震度4が予測される地域名

【留意事項】

情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは速報が間に合わないことがある。ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴う。

(4) 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身体を守る方法として、(財)消防科学総合センター作成のパンフレット「地震に自信を」では次のような事項を挙げている。

(ふだんの対策)

- ◆自分の家がいつ建てられたのかを調べておく。昭和56(1981)年に住宅の建物の強さを定める基準が強化されたため、これ以前に建てられている場合には十分な強度が備わっているか耐震診断を受けて、その結果に応じた補強を行う。
- ◆家具の固定や配置の見直しで、家の中での家具の転倒、照明や荷物の落下等が発生しないようにして、特に寝室や居間に安全な空間を確保する。
- ◆家庭で防災会議を開き、大地震のときに家族があわてずに行動できるように、ふだんから次のようなことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。
 - ・家の中でどこが一番安全か
 - ・救急医薬品や火気などの点検
 - ・乳幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか
 - ・避難場所、避難路はどこにあるか
 - ・避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか
 - ・家族間の連絡方法をどうやって行うか、最終的な待ち合わせ場所はどこにするか
- ◆いざというときのために消火器や三角バケツなどの消火用具を備えておく。
- ◆避難場所での生活に最低限必要な準備をし、負傷したときに応急手当ができるように準備しておく。また、非常持出袋などはいつでも持ち出せる場所に備えてお

く。

- ◆日頃から避難場所や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。
- ◆自分の住む地域が、ゆれやすい土地かどうか、日頃から調べておく。

(地震が起きたときの最初の行動)

- ◆揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠す。座ぶとんなどが身近にあれば、頭部を保護する。
- ◆揺れを感じたら、玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。
- ◆大揺れは1分程度でおさまるので周囲の状況をよく確かめ、あわてて外へ飛び出すことなく落ち着いて行動する。
- ◆使用中のガス器具、ストーブなどは、すばやく火を消す(石油ストーブは「対震自動消火装置」のものを使用する)。ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜く。
- ◆万一出火したら、まず消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止めるようにする。大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。
- ◆狭い路地や塀ぎわは、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。
- ◆崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので、これらの場所には近寄らない。
- ◆不要、不急な電話は、かけないようにする。特に消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は消防活動等に支障をきたすので行わない。

(避難するときの注意点)

- ◆避難するときは、必ず徒歩で避難する。このときの服装は運動着等活動しやすいものとし、携帯品は必要品のみにして背負うようにする。
- ◆山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、自分ですばやく決断し、ただちに避難する。
- ◆海浜にいるときに強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波に備えて直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所へ避難する。このとき、ラジオなどで津波情報をよく聞いておく。
- ◆テレビ、ラジオの報道に注意してデマにまどわされないようにする。また、市町役場、消防署、警察署などからの情報には、たえず注意する。

2 防災知識の普及啓発推進

市及び消防本部は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

(1) 普及啓発活動

ア 主な普及啓発活動

- ・防災講演会、講習会、出前講座等の開催
- ・防災パンフレット、ちらし等の配布
- ・テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等による広報活動の実施
- ・電話帳(防災タウンページ・NTTハローページ)における避難場所等防災知識の普及
- ・ホームページやメール、X(旧ツイッター)による防災情報の提供
- ・防災訓練の実施の促進

- ・防災器具、災害写真等の展示
 - ・各種表彰の実施
- イ 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用
 県で設置した「県消防防災総合センター（栃木県防災館）」を利用し、震度毎の地震、火災発生時の煙体験等の疑似体験や応急処置の実施訓練等を通して防災技術や防災知識の普及を図る。
- ウ 消防団員等による防災普及啓発活動の促進
 市及び消防本部は、消防団員等による地域における防災普及啓発活動を促進し、家具の転倒防止、避難口等の点検、食料・飲料水の備蓄、地震発生時にとるべき行動、家族の連絡体制の確保の重要性についての啓発、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。
- エ 効果的な防災情報の提供
 防災知識の普及にあたって、市は、インターネット等の情報通信技術（ICT）を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。
- (2) 啓発強化期間
 特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。
- ・防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
 - ・春季全国火災予防運動実施週間（3月1日～3月7日）
 - ・山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
 - ・がけ崩れ防災週間（6月1日～6月7日）
 - ・土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）
 - ・危険物安全週間（6月第2週、日曜日から土曜日までの1週間）
 - ・防災週間（8月30日～9月5日）
 - ・秋季全国火災予防運動実施週間（11月9日～11月15日）
 - ・雪崩防災週間（12月1日～12月7日）
 - ・とちぎ防災の日（3月11日）

第2 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第1節第2に準ずる。

第3 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第1節第3に準ずる。

第4 職員に対する防災教育

市は、職員に対して震災時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

- ・震度階級、マグニチュード、活断層、余震、海溝型地震等災害に関する知識
- ・地震災害に対する予防、応急対策に関する知識
- ・大規模地震発生時における職員がとるべき行動と具体的役割（職員の初動体制と役割分担等）
- ・防災行政ネットワーク等通信施設の利用方法
- ・緊急地震速報及びその利用の心得に関する知識
- ・その他災害対策上必要な事項

第5 防災に関する調査研究

震災は、プレートの活動の影響、活断層の有無などの特性を有するとともに、その地域の建物構造、密集度等により被害状況の違いが予想される。

このため、市は、県及び防災関係機関と緊密な連携を取り合い、大規模地震発生時に想定される現象や被害について、基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第6 防災知識の普及、訓練における避難行動要支援者等への配慮

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第1節第6に準ずる。

第7 言い伝えや教訓の継承

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第1節第7に準ずる。

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第2節に準ずる。

第3節 防災訓練の実施

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第3節に準ずる。

第4節 避難行動要支援者対策

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第4節に準ずる。

第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第5節に準ずる。

第6節 震災に強いまちづくり

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第6節に準ずる。

第7節 地盤災害予防対策

大規模な地震に起因する山崩れ・がけ崩れ等から、市民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

第1 斜面崩壊防止対策の推進

地震に起因する土砂災害から、市民の生命・財産を保護するため、県が実施する治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等及び土砂災害防止法による警戒区域の設定に併せ、市は、県と協力して、周辺住民等を中心に広く危険箇所
の周知及び点検を行う。また、住民に対し異常を察知した場合は市又は警察に速やかに
通報を行うように周知を行う。

- <資料編 P 2 9 災害危険箇所（総括）一覧表>
- <資料編 P 2 9 土砂災害警戒区域（地すべり）一覧表>
- <資料編 P 3 0 山地災害危険地区一覧表>
- <資料編 P 3 3 土砂災害警戒区域（急傾斜地）一覧表>
- <資料編 P 3 6 土砂災害警戒区域（土石流）一覧表>

第2 被災宅地危険度判定制度の整備

市及び県は、地震等により被災した宅地の余震等による二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定制度を整備する。

1 被災宅地危険度判定実施体制の整備

市は、矢板市被災宅地危険度判定実施要綱に基づき実施体制の整備を図る。

2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定基準等の運用・連絡網について整備する。

<資料編 P 1 1 7 矢板市被災宅地危険度判定実施要綱>

第3 軟弱地盤対策

市、県及び公共・公益施設の管理者は、液状化の被害が想定される地域における施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

第4 大規模盛土造成地マップ対策

市は、県が公表した大規模盛土造成地マップを備え付け、県と連携しながら、安定性及び安全性確保に向けた取組を実施するとともに、災害防止に努める。

第8節 農林業関係災害予防対策

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第10節に準ずる。

第9節 地震情報観測・収集・伝達体制の整備

地震発生時に被害発生地域を想定し、早期の対策に役立てるため、地震情報収集設備の維持管理に努める。

第1 地震情報の収集

1 情報の収集

市は、宇都宮地方気象台が発表する地震情報を「県防災行政ネットワーク」を通じてリアルタイムに把握し、その情報をもとに被害が予想される地域、規模等の推定を行う。

<資料編 P 1 2 気象庁震度階級関連解説表>

<資料編 P 1 7 気象庁の発表する地震情報の種類>

2 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想

される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。

また、これを報道機関等の協力を得て住民等へ周知する。

宇都宮地方気象台は、緊急地震速報について住民等がテレビ・ラジオ等で見聞きした時に適切な対応行動がとれるよう、利用の心得などの普及啓発に努める。

〈資料編 P 1 7 気象庁の発表する緊急地震速報の種類〉

第2 地震情報等の伝達

市は、地震情報を取得した場合には、次の手段等をとって関係住民への周知に努める。

- (1) 市防災行政無線(同報系)による周知
- (2) 広報車(市職員、消防職員、消防団員、警察官)による周知
- (3) 行政区、自主防災組織、地域防災活動推進員への連絡
- (4) 市の登録制メール配信サービスによる周知
- (5) 市ホームページによる周知
- (6) ソーシャル・ネットワークキング・サービス(市公式X(旧ツイッター)、LINE等)による周知

第3 震度情報ネットワークシステムの管理

市は、県が県内各地の震度情報(検出時刻、計測震度、震度階級、最大加速度等)をリアルタイムに把握し、その情報を基に被害が予想される地域、規模等の推定を行うことにより、早期の対応策を実施する体制を確立するために整備した「栃木県震度情報ネットワークシステム」の適切な維持管理について必要な協力を行う。

第10節 情報・通信システムの整備

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第12節に準ずる。

第11節 避難体制の整備

震災発生時に危険区域にいる住民、駅等に溢れる帰宅困難者、ショッピングセンター、宿泊施設等不特定多数の人が集まる施設の利用者やJR東北新幹線等の緊急停止による乗客を混乱少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

また、逃げ遅れをなくすため、避難に関する知識を市民に対し周知徹底する。

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第13節第1に準ずる。

第2 避難に関する知識の周知徹底

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第13節第2に準ずる。

第3 避難実施・誘導體制の整備

1 避難勧告等の伝達手段の整備

市は、地震に起因するがけ崩れ、火災延焼等が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第10節のとおり、通信施設の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した

戸別伝達のほか、携帯端末の緊急速報メールなど多様な伝達手段の整備に努める。

特に、避難行動要支援者に対しては、障がいの特性に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

2 避難誘導體制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

市は、消防機関、警察、自主防災組織等の協力を得て、東日本大震災の経験を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

- ・各地区・区域毎に事前に責任者を決定しておくこと。
- ・地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ・避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- ・避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- ・避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練を実施すること。

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 避難行動要支援者対策

市は、県と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生委員等）と連携し、避難行動要支援者の個々の状態に応じた避難支援に係る個別計画の策定に努めるとともに、災害時に安全かつ迅速に避難行動要支援者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

イ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市は、消防本部及び警察とともに、ショッピングセンター、宿泊施設等不特定かつ多数の人の利用する場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。

また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第4 避難所管理・運営体制の整備

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第13節第4に準ずる。

第5 帰宅困難者対策

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第13節第5に準ずる。

第6 市外避難者受入対策

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第13節第6に準ずる。

第12節 警備活動体制の整備

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第14節に準ずる。

第13節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備

地震に起因する火災の被害の未然防止・被害軽減のため、市、県、消防機関は連携して、火災予防の徹底に努める。

また、大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、市及び消防機関は、県と連携して、平常時から災害に備えた体制の整備充実を図る。

第1 現状と課題

県及び市が実施する火災予防運動や各種広報事業、民間防火組織の活動により火災予防思想の普及が図られているが、建物火災のうち、死者の割合が多くを占める住宅火災について、その予防対策が急務となっている。

本市においては、「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」に基づき、消防組織、施設等の整備を推進しているが、消防団員の定数割れが見受けられるなど、消防活動に支障をきたすおそれもあることから、これらを解消し消防力の強化を図ることが課題となっている。

第2 火災予防の徹底

1 地域住民に対する指導

市及び消防機関は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、市及び消防本部は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての女性防火クラブ、幼少年消防クラブの育成、指導を強化する。

2 住宅防火対策の推進

地域住民、特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を住宅火災から守るため、市、警察、消防本部、女性防火クラブ等関係機関は連携して、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及啓発活動を実施するなど住宅防火対策の一層の推進を図る。

3 建築物設置者・管理者に対する指導

(1) 消防本部による指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、「消防法（昭和23年法律第186号）」等防火に関する規定に基づき建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう、指導を行う。

(2) 市の協力

県は、既存建築物について、百貨店・旅館等の不特定多数の人が集まる建築物を中心に、防災、避難施設等の診断、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用した建築物の安全性能確保と施設改善を指導することとしており、市はこれに協力する。

4 防火管理者の育成

消防本部は、防火管理者に対して消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

5 予防査察の強化・指導

消防本部は、消防法に規定する山林、建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、関係者に対し予防対

策に万全を期すよう指導する。

6 自衛消防力の強化

(1) 自衛消防組織の確立

建築物の高層化、危険物施設の増加等により、火災初期における活動の重要性が益々高まってきていることを踏まえ、消防本部は、防火管理者、危険物保安監督者制度の効果的な運用等をもって自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期す。

(2) 消防用設備等の整備充実

消防本部は、火災初期での消火、速やかな火災発生の報知、避難の実施、また消防隊活動に対する利便の提供などのため、防火対象物の関係者に対し、消防法第17条に規定する消防用設備等を設置、維持させることにより、火災による被害の軽減に努める。

7 防火地域・準防火地域の指定

市は、県と協議等し、「都市計画法（昭和43年法律第100号）」に基づく防火地域又は準防火地域を指定することにより、地域内の建築物の防火性能の確保を図る。

第3 消防力の強化

1 組織の充実強化

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。

特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、機能別消防団員制度等を活用して団員の確保と資質の向上を図る。

〈資料編 P 39 消防組織・設備の状況〉

2 消防施設等の整備充実

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

3 消防水利の確保・整備

市は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

(1) 消防水利施設の整備

市は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

(2) 河川水の緊急利用

市は、市中心部を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

(3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

市は、庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

4 化学消火剤の備蓄

消防本部は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保を図る。

第4 救急・救助力の強化

1 組織の充実強化

第3の1に準ずる。

2 救急・救助用車両・資機材等の整備

市及び消防本部は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

3 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

4 応援受入・連携体制の整備

消防本部は、本章第23節第1のとおり広域的な救急・救助応援受入れ体制を整備する。また、同節第3のとおり、警察及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

第14節 保健医療体制の整備

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第16節に準ずる。

第15節 緊急輸送体制の整備

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第17節に準ずる。

第16節 防災拠点の整備

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第18節に準ずる。

第17節 建築物等災害予防対策

地震発生時における建築物の安全性の確保を促進するため、市及び施設等の管理者は、建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を積極的に講じる。

第1 現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、本市の公共建築物は、その程度の差異はあるものの、相当数が被災した。これら公共建築物は、子どもたちをはじめ多数の市民が利用する施設であるとともに、防災拠点施設や避難所となっていることから、耐震化が急務である。

このことから、防災拠点となる公共施設等の点検を行い、耐震診断及び耐震改修並びに非常用電源等必要な設備の整備に積極的に取り組む必要がある。

第2 民間建築物の耐震性の強化促進

1 耐震診断、耐震改修等の促進等

市は、耐震改修促進法に基づき、県が策定した耐震改修促進計画を勘案し、耐震改修促進計画を策定するとともに、必要な支援を行い、耐震診断、耐震改修等を促進する。

2 耐震性に関する知識の普及

市及び県は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震工法、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修相談窓口の開設、耐震アドバイザー等の派遣、建築技術者向け耐震診断講習会の開催等の措置を講じ、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。

3 関係団体等の協力

市及び県は、建築物の設計、施工について豊富な知識と経験をもつ(一社)栃木県建築士会、(一社)栃木県建築士事務所協会等の協力を得て、市民への耐震改修の普及啓発や民間建築物の耐震化を図る。

4 耐震診断、耐震改修等の費用助成

耐震診断・改修等の実施には相当の費用を要することから、県及び市は、所有者の費用負担を軽減するため助成制度の創設・周知促進を図る。

第3 公共建築物の耐震性等の強化促進

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点(災害対策活動拠点)〈本章第16節参照〉
- (2) 医療救護活動の施設(病院、保健福祉センター等)
- (3) 応急対策活動の拠点(警察署、消防署等)
- (4) 避難収容施設(学校、体育館、文化施設等)
- (5) 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム、障がい者支援施設等)

2 公共建築物の耐震性の強化

公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、または避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

なお、地震防災上緊急に整備すべき学校等については、地震防災緊急事業五箇年計画により整備する施設等として位置づけ、積極的に整備促進を図る。

(1) 市庁舎等の整備

市は、本章第16節のとおり、災害対策の中核施設として重要な役割を担う市庁舎等について、耐震診断に基づき、耐震補強工事、非構造部材の耐震対策を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。

(2) 学校校舎

市教育委員会は、震災時における児童・生徒や教職員等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

ア 校舎の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎について、耐震診断結果に基づき、耐震補強工事を行うなど重点的に耐震性の確保を図るとともに、国が示す技術的基準に

基づいて、構造体の耐震化と併せて、非構造部材の耐震対策に努める。

イ 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) 市営住宅

市は、居住者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、新耐震基準導入前に建設された市営住宅の耐震性を調査・診断し、必要に応じて補修、補強を行う。

(4) 矢板警察署

災害活動防犯拠点施設及び代替施設としての位置付け

第1順位 農村環境改善センター

第2順位 郷土資料館

(5) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難収容施設、医療救護施設、社会福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じて、順次改修等の実施に努める。

3 その他必要な予防対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であるため、次に示す防災対策を推進する。

(1) 建築物、建造物の安全確保

市及びその他の施設管理者は、「建築基準法(昭和25年法律第201号)」、「消防法(昭和23年法律第186号)」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

(2) 防災設備等の整備

市及びその他の施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

ア 飲料水の確保

イ 非常用電源の確保、再生可能エネルギー・蓄電池の整備

ウ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備

エ 配管設備類の固定・強化

オ 施設・敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備

カ その他防災設備の充実

(3) 施設の維持管理

市及びその他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検や法令に基づく点検などにより施設の維持管理に努める。

ア 点検結果表

イ 現在の図面及び防災関連図面

ウ 施設の維持管理の手引

第4 震災建築物応急危険度判定制度の整備

地震により被災した建築物の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、市は県と連携を図り、震災建築物応急危険度判定制度を整備する。

1 震災建築物応急危険度判定実施体制の整備

市は、矢板市震災建築物応急危険度判定実施要綱に基づき、実施体制の整備を図る。

2 震災建築物応急危険度判定士の運用、支援体制の整備

震災建築物応急危険度判定士の派遣、輸送、判定基準等の運用・連絡網について整備する。

〈資料編 P 1 1 9 矢板市震災建築物応急危険度判定要綱〉

第5 ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止

1 ブロック塀等の倒壊防止

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、ブロック塀等の倒壊による被害も多数発生した。

このため市は、ブロック塀等の倒壊防止のため、建築基準法に基づき、市民に対して十分な啓発活動を行い、安全対策を推進するとともに、県と連携して、危険なブロック塀の除去に対する助成制度の周知を図る。

2 窓ガラス等の落下防止

市は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、広告塔、タイル等の落下の危険のあるものについて、市民に対して十分な指導啓発を行い、安全対策を推進する。

第6 家具等転倒防止

市は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやちらし等の配布を通じて、市民に対し家具等の安全対策等の普及啓発を図る。

第7 石綿含有建設部材使用建築物への予防対策

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第19節第4に準ずる。

第18節 公共施設等災害予防対策

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第20節に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

第5 その他の公共施設の対策

1 河川管理施設等

河川管理者は、地震の発生による河川管理施設等の被災や二次災害としての水害の発生に備え、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

第19節 危険物施設等災害予防対策

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第2章第21節に準ずる。

第 2 0 節 鉱山、採石場等災害予防対策

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第 2 章第 2 2 節に準ずる。

第 2 1 節 文教施設等災害予防対策

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第 2 章第 2 3 節に準ずる。

第 2 2 節 航空消防防災体制の整備

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第 2 章第 2 4 節に準ずる。

第 2 3 節 大規模災害時における応援・受援

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第 2 章第 2 5 節に準ずる。

第 2 4 節 孤立集落災害予防対策

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第 2 章第 2 6 節に準ずる。

第 2 5 節 災害廃棄物等の処理体制の整備

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第 2 章第 2 7 節に準ずる。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

大規模な地震発生時に、市は震度に応じた災害対策の中核となる本部を設置し、県及び防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速かつ的確に実施する。

第1 市の活動体制

地震の震度に応じた市の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、震度、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

〈資料編 P 7 本市の活動体制〉

第2 注意体制

市内において、震度4以上の地震が発生したとき、小規模な災害が発生したとき又は発生が予想されるとき注意体制をとる。市民生活部生活環境課職員及び関係課職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 地震に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の程度
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報の県への報告
- (4) 必要に応じて関係部局等への通報
- (5) 必要に応じて市長、副市長、総務部長への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）

第3 災害警戒本部の設置（警戒体制）

市内に震度5弱の地震が発生した場合等において、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、矢板市災害警戒本部要領第3条の規定により、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

- (1) 災害警戒本部設置の基準

次のいずれかに該当する場合に災害警戒本部を設置する。

 - ア 市内に最大震度5弱の地震が発生した場合（自動的に設置する。）
 - イ 市内に中規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。
 - ウ その他副市長が必要と認めたとき。
- (2) 設置場所

災害警戒本部は、矢板市本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害警戒本部を設置することができない場合には、矢板市子ども未来館内に設置する。
- (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 被害の発生するおそれが無くなったと本部長が認めたとき。
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。

2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び地震災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- (2) 災害対策本部の設置に関すること
- (3) 災害応急対策の実施に関すること

3 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、矢板市災害警戒本部要領の定めるところによる。

4 代決者

本部長（副市長）不在時等の意思決定は副本部長（危機管理監）が行う。

〈資料編 P 9 5 矢板市災害警戒本部要領〉

第4章 災害対策本部の設置（第1非常体制・第2非常体制）

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

本市は、地震災害が発生し、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合に災害対策本部を設置する。

- ア 市内に最大震度5強以上の地震が発生した場合（自動的に設置する。）
- イ 市内に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ウ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合
- エ その他市長が必要と認めたとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、矢板市本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害対策本部を設置することができない場合には、矢板市子ども未来館内に設置する。

(3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続するとともに、全庁を挙げて災害応急活動に取り組む。

(4) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、地震災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

- (1) 栃木県
- (2) 警察
- (3) 陸上自衛隊第12特科隊

- (4) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- (5) その他の関係機関

3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、矢板市災害対策本部条例（昭和37年矢板市条例第23号）の定めるところによる。

本部事務局及び各部の運営体制については、災害の規模や内容に応じて柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時における人員、物資、情報及びライフライン等の資源が制限されることを想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

〈資料編 P 8 1 矢板市災害対策本部条例〉

〈資料編 P 8 2 矢板市災害対策本部組織図〉

〈資料編 P 8 3 災害対策本部設置時における各部各班の事務分掌〉

4 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 災害救助法の実施に関すること
- (2) 災害応急対策の実施、調整に関すること
- (3) 災害に関する情報の収集に関すること
- (4) 本部の活動体制に関すること
- (5) 県、他の市町村への応援要請に関すること
- (6) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関すること
- (7) 応援に関すること
- (8) 災害広報に関すること
- (9) 災害対策本部の解散に関すること
- (10) その他重要な事項に関すること

5 代決者

本部長不在時等の意思決定は副本部長（副市長）が、市長、副市長ともに不在時の場合は教育長（副本部長）が、市長、副市長、教育長ともに不在時の場合は危機管理監（副本部長）が、市長、副市長、教育長、危機管理監ともに不在時の場合は総務部長が行う。

6 職員の配備体制

- (1) 市内に最大震度5強以上の地震が発生した場合は、市は、全組織をあげて災害応急対策を実施する第2非常体制をとる。
- (2) 勤務時間外に市内に最大震度6弱以上の地震が発生したことを覚知した場合、すべての市職員は、概括的な被害状況を把握しながら、本部又は平常時勤務する場所に直ちに自主登庁し、災害応急対策業務に従事する。

7 災害対策本部職員の証票等

本部長、副本部長、本部員、その他の職員は、災害対策活動に従事するときは、所定の腕章を着用する。また、災害対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を

付す。

〈資料編 P 9 4 災害対策本部職員の証票等〉

第5 業務継続計画（BCP）

市は、大規模な地震により職員等も被災し、ヒト・モノ・情報・ライフライン等の利用する資源に制約を受ける状況下において、応急業務等を実施するとともに、中断することのできない優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画を策定して、優先的に取り組む業務（非常時優先業務）を選定し、必要な人員や資源の確保等をあらかじめ検討・準備する。

発災初動期においては、業務継続計画に基づき、直ちに全庁体制で非常時優先業務を迅速かつ確実に実施し、業務の立ち上げ時間の短縮や発災後の速やかな業務レベルの向上を図るものとする。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

地震災害が発生した場合、救助・救出活動等の災害応急対策活動や市民の避難指示等の判断に必要とするため、関係機関は、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達するため、防災行政無線、J-アラート、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ、ホームページ、X（旧ツイッター）等の各種通信手段の確保を図る。

第1 情報収集伝達体制

市は、災害発生時の情報の収集、伝達を24時間365日体制で迅速、適切に実施する。

また、市は、必要に応じて国(国土交通省外)の情報連絡員の受け入れ等により、国との連絡強化を図る。

1 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員（危機管理監）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である市民生活部生活環境課の職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、消防本部等の防災関係機関との連絡調整にあたる。

(2) 連絡体制

市は、県、消防本部、宇都宮地方気象台等からの災害情報、地震情報、気象予警報等を24時間365日体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県に対し、火災・災害等即報要領等に基づき災害の状況を報告する。

(3) 携帯電話等の活用

災害対策関係職員に対し携帯電話等を配備し、防災メール・職員参集メール等により、災害時における緊急通信の確保を図るとともに、ICT技術及び無線通信等を活用した情報伝達について推進していく。

(4) 各災害対策関係課の体制

ア 緊急登庁体制

各災害対策関係課職員は、災害発生後災害時応急活動マニュアルその他部等の定めに基づき登庁し、被害情報の収集にあたる。

イ 連絡体制

災害等の状況に応じ、関係機関等からの情報収集を行うとともに、市民生活部生活環境課に被害情報等を報告する。

<資料編 P 9 7 栃木県火災・災害等即報要領>

<資料編 P 1 1 4 即報基準一覧>

第2 地震情報の伝達

1 地震情報等の発表、伝達

宇都宮地方気象台は、地震情報等を発表した場合は、防災関係機関に通知する。

- (1) 宇都宮地方気象台は、次の場合に地震情報等を発表する。(観測点は、気象台及び県が管轄するもの)

ア 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合

イ 県内で地震による被害が発生した場合

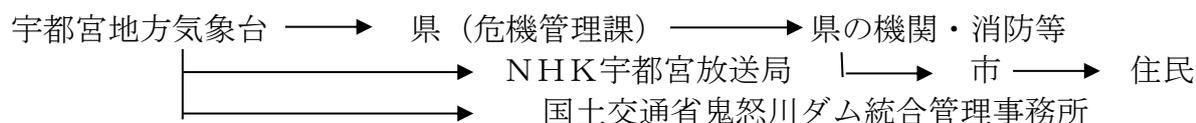
ウ 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合

エ その他、必要と認められる地震が発生した場合

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、宇都宮地方気象台が発表した地震情報等は以下により速やかに通知する。

- (2) 地震情報等の伝達系統は次のとおり。

<地震情報等の伝達系統>



- (3) 宇都宮地方気象台は、二次災害防止のため、気象注意報・警報の発表基準を弾力的に運用するなど、各防災機関や被災地へ気象情報を適時適切に提供する。

2 市民からの通報

市および防災関係機関等は、次により迅速な情報収集に努める。

- (1) 発見者（市民）の通報責務

地震災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく市又は警察に通報する。

- (2) 市、警察の処置

ア 異常現象や災害による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに市へ通報する。

イ 異常現象や地震による被害の通報を受けた市長は、要救助者を早急に救助するとともに、被害状況を調査し、その状況を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。ただし、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）へ直接通報する。

第3 被害状況等の情報収集

1 収集すべき情報

市は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質

- (2) 降雨、降雪、河川水位、ダム・湖沼の水位状況
- (3) 市民の生命財産の安否の状況、市民の避難の状況
- (4) 家畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道等の被害状況
- (5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 要配慮者利用施設の被害状況
（要配慮者利用施設）
児童福祉施設、老人福祉関連施設、介護保険施設、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他
- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食料その他緊急に補給すべき物資、数量
- (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の状況
- (10) 医薬品、血液製剤等供給施設の被害状況
- (11) その他法令に定めがある事項

2 市の情報収集

被害情報の収集は、次の方法により行い、主管課である生活環境課が中心となり情報の一元管理に努めるとともに、遅滞なく県及び防災関係機関に通報するものとする。

- (1) 職員の登庁途中での情報収集
- (2) 調査班による情報収集

概ね次の基準により調査班を編成し、情報収集を行う。

部	課	班数	備考
経 済 部	農林課 農業委員会	1～5	1班2人とする。 危機管理監が、各本部員と協議して、班編成の調整を行い決定する。
	商工観光課	1～3	
土 木 部	建設課	1～5	
	都市整備課	1～2	
	地籍調査課	1～2	
上下水道部	水道課	1～3	
	下水道課	1～2	

- (3) 市民等からの通報による情報収集
- (4) 行政区等への照会による情報収集
- (5) 消防署、警察署、ライフライン関係機関等からの情報収集
- (6) 災害時応援による情報収集
災害の状況等により、必要と判断される場合には、災害時応援協定に基づき、協定締結連絡先等に、無人飛行機（ドローン等）や無線設備等による被災地域の情報収集を要請する。

第4 被害状況の報告

1 市及び消防本部の報告

- (1) 市及び消防本部は、市内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告する。

ただし、市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。

なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部へ

の通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

- (2) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

<資料編 P 9 7 栃木県火災・災害等即報要領>

<資料編 P 1 1 4 即報基準一覧>

第5 通信手段の種類

震災時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。なお、県、市等が災害時に利用する通信施設が不足する場合、県は、国（総務省関東総合通信局）、電気通信事業者等に調達を要請するものとする。

<資料編 P 4 0 通信手段の種類>

第6 通信施設の利用方法

1 県防災行政ネットワーク

- (1) 県から県出先機関、市町、消防本部（局）へ災害に関する情報等を伝達するときには、一斉通信により行い、情報伝達の迅速化を図る。また、県に対して本市の災害状況をいち早く連絡する。
- (2) 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合は、重要通信を確保するため、必要に応じ通信の統制を行う。
- (3) 災害対策を行う上で重要な要因となる震度情報等をリアルタイムで県出先機関、市町、消防本部（局）等へ配信する。

2 公衆電気通信設備の利用

市及び防災関係機関は、災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなることが予測されるので、「災害時優先電話」、「非常・緊急通話用電話」をあらかじめ通信事業者に登録する等の措置を行う。

(1) 災害時優先電話の利用

災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

(2) 非常・緊急通話用電話の利用

防災関係機関は、災害時優先電話からの発信が困難な場合、「緊急扱い電話」又は「非常扱い電話」を交換手扱いにより利用する。なお、あらかじめ登録された災害時優先電話から局番なしの「102」をダイヤルし、オペレータへ申し込む。

(3) 孤立防止対策用衛星電話の使用

孤立防止対策用衛星電話（KU-1ch）は、災害時において通信の途絶を防止するため、一般加入電話の途絶に際しては、この無線電話を利用し、通信の確保を図る。

<資料編 P 4 5 災害時優先電話登録一覧>

3 消防無線の共通波の利用

消防機関は、消防無線による消防機関相互間の通信を必要とする場合は、消防無線

の共通波（主運用波・統制波）で行う。

4 警察通信設備の利用

市、県、指定行政機関、指定地方行政機関は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

5 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

(1) 非常通信の発信・受信

非常通信は、無線局等の免許人が自ら発信・受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信・受信する。また、無線局等の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、急迫の危険、緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上発信する。

(2) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局等に依頼する。依頼する無線局等の選定にあたっては、関東地方非常通信協議会構成員所属の無線局等を選定することが望ましい。

<資料編 P 1 1 5 関東地方非常通信協議会構成表>

(3) 依頼の方法

ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

イ 通報は何通でも依頼できるが、1通の通信文はなるべく簡潔明瞭とし、本文200字以内とする。

ウ あて先は、住所、氏名（職名）を明確に記載する。また、電話番号を把握できる場合は、電話番号も記載する。

エ 本文の末尾に発信人名を記載する。

オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

(4) 取扱い無線局等

官公庁、企業、アマチュアなどの全ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができる。

ただし、無線局等の機能及び通信可能範囲等は異なっているので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局等を十分把握しておく。

<資料編 P 4 1 栃木県非常通信用無線局局名一覧>

(5) 非常通信の経路

市と県との間の有線電話等が不通となった場合、警察、消防、県出先機関等の中継して通信を行う。矢板市の発信依頼局は下記のとおりである。

発信依頼局	着信局	その他の発信依頼局
矢板警察署	県警察本部	東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社
塩谷広域行政組合消防本部	県危機管理課	国土交通省宇都宮国道事務所
矢板土木事務所	県危機管理課	矢板出張所

第7 市民への伝達手段

市民への警報等の伝達は、次の手段により行う。

- (1) 市防災行政無線による伝達
- (2) サイレン等の使用による伝達
- (3) 消防車(消防団)・市広報車の使用による伝達
- (4) 市の登録制メールによる伝達
- (5) 緊急速報エリアメール (NTTドコモ・KDDI・ソフトバンクモバイル、楽天モバイル) による伝達
- (6) テレビ、ラジオ放送等による伝達

第8 通信施設の応急復旧

市の防災行政無線施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と市、防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたる。

第9 放送要請

市が災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会宇都宮放送局、(株)栃木放送、(株)エフエム栃木、(株)とちぎテレビに放送を要請する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて必要な放送を要請する。

第3節 相互応援協力・応援・派遣要請

市は、自力による災害応急対策が困難な場合、被災市区町村応援確保システム及びあらかじめ締結した相互応援協定に基づき、「被災市区町村応援職員確保調整本部」及び県内他自治体に対し迅速・的確な応援要請を行う。また、自衛隊に対し、災害派遣の要請を行う。

第1 市町相互応援協力等

1 市町間の相互応援協力

市は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町や県等に応援を求め、災害応急対策に万全を期するものとする。

このとき、応援要請を受けた市町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得る緊急性の高い措置について応諾義務を負う。

また、県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。

(1) 「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく相互応援

市は、平成8年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」を、市町村合併の状況を踏まえて適切に見直した上で、災害時における応急対策を実施するために必要な場合は、あらかじめ定められた市町に対して応援要請を行う。

また、市は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

(2) 協定等に基づく相互応援

市は、応急対策を実施するために必要な場合は、各個別の相互応援協定等に基づき、それぞれの市町等に対して応援要請を行う。

<資料編 P78 応援協定締結一覧>

(3) 県への応援要請

市は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは、県に対して応援を求め
る。

<資料編 P 6 6 災害時における市町村相互応援協定書>

2 県の応援協力

県は、震度6弱以上の地震を観測した市町には、県地域防災計画の緊急対策要員の
項に定めるとおり、あらかじめ指名する緊急対策要員が当該市町に自動参集して必要
な情報収集にあたる。

また、県は、市町からの応援要請に応じて、又は市町からの応援要請がない場合
であっても必要と認める場合に、市町の応急対策活動を支援するための職員を派遣し、
又は必要な災害応急対策を実施する。

3 県と市町が一体となった応援体制

県は、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する
等重大な被害が発生した場合に、市長会及び町村会と連携して県・市町が一体となっ
た「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行う。

4 消防相互応援協力

県内消防相互応援及び緊急消防援助隊については、本章第7節の定めるところによ
る。

第2 指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請

- (1) 市は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対
し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣
について、あつせんを求め、災害対策に万全を期する。
- (2) 市は、職員の派遣の要請、あつせんを求めるときは、次の事項を記載した文書に
より行う。
 - ア 派遣を要請する（あつせんを求める）理由
 - イ 派遣を要請する（あつせんを求める）職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を要請する期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第3 ライフライン関係機関との連携

市は、通信、交通、電気、ガス、電話等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ラ
イフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織へ
の参画を図り、次のような応急対策及び復旧活動の調整等を行う。

- (1) 市の災害応急対策活動との調整
- (2) ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携
- (3) 復旧作業にあたって重機等の確保

第4 自衛隊派遣要請

1 派遣要請

市長は、災害の発生により人命、財産の保護について困難をきたし自衛隊を要請す
べき事態が発生した場合、知事に対しその旨を依頼する。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

〈資料編 P 9 6 自衛隊に対する災害派遣要請の範囲〉

3 災害派遣要請の依頼方法

(1) 要請先 知事(危機管理防災局危機管理課経由)

(2) 事務手続

市は、県へ下記様式をもって派遣要請を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話等によって依頼し、事後所定の手続きをとる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊第12特科隊に通知するものとする。この場合、速やかに県にその旨を通知するものとする。

〈資料編 P 9 6 自衛隊に対する派遣要請（要請先・様式）〉

(3) 災害派遣部隊の受入れ体制

ア 災害救援活動の調整

市は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

イ 資材の準備

市は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

ウ 宿舎のあっせん

市は、災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。

エ 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担する経費は概ね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

(ア) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

(エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

(4) 災害派遣部隊の撤収要請

市は、災害救助活動の必要がなくなると判断した場合、陸上自衛隊第12特科隊と協議の上、県に対して撤収の要請を依頼する。

第4節 災害救助法の適用

市は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、必要により県が災害救助法を適用した場合、県と連携して、法に基づく応急的な救助を実施する。

第1 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めたとき、市町を単位に災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し救助を実施することを決定する。

市は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、

迅速かつ的確に報告する。

1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 市内において住家が滅失した世帯数が下表に掲げる数（本市の場合は60世帯）以上のとき。（1号基準）
- (2) 市内において住家が滅失した世帯数が下表に掲げる数の2分の1（本市の場合は：30世帯）以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が1,500以上のとき。（2号基準）
- (3) 市内において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が7,000以上のとき。（3号前段基準）
- (4) 市内において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）
 - ア 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること
 - イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）

- (1) 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること
- (2) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること
- (3) 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

〈資料編 P122 災害救助法適用基準一覧表〉

第2 災害救助法の適用に係る報告

- (1) 市は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、県から被害状況の報告を求められた場合は、迅速かつ的確に報告する。また、市は県からの照会の有無に拘わらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告する。
 - ア 災害救助法の適用基準に該当する災害
 - イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害
 - ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
 - エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害
 - オ その他特に報告の指示のあった災害
- (2) 市は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。
- (3) 災害救助法所管課は、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査脱漏、重複、誤認等のないよう留意する。
- (4) 市は、被害状況の調査に県の応援、協力、立ち会い等が必要な場合は、職員の派遣要請を行う。
- (5) 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。
- (6) 市は、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、直接内閣府に対して情

報提供を行う。

第3 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、市及び県は、同法、同法施行令及び同法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）に基づき、次の救助を実施する。

（救助の種類）

- ① 避難所の設置
- ② 応急仮設住宅の供与
- ③ 炊出しその他による食品の給与
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑥ 医療
- ⑦ 助産
- ⑧ 被災者の救出
- ⑨ 被災した住宅の応急修理
- ⑩ 学用品の給与
- ⑪ 埋葬
- ⑫ 死体の搜索
- ⑬ 死体の処理
- ⑭ 障害物の除去
- ⑮ 応急救助のための輸送

第4 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、市及び県は、下記により救助を実施する。

(1) 市は、本節第3の救助の種類のうち、下記のものに係る事務については、県からの通知により、その事務を県に代わり行う。

- ① 避難所の設置
- ② 炊き出しその他による食品の給与
- ③ 飲料水の供給
- ④ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑤ 医療
- ⑥ 助産
- ⑦ 被災者の救出
- ⑧ 被災した住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 埋葬
- ⑪ 死体の搜索
- ⑫ 死体の処理
- ⑬ 障害物の除去
- ⑭ 応援救助のための輸送

(2) (1)により知事の権限の一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助を行う。

(3) 市は、(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し、県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後すみやかに県に情報提供する。

この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。

- (4) 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。
- (5) 救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。
- ＜資料編 P 1 2 2 災害救助法施行細則＞
- ＜資料編 P 1 3 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）＞

第5節 避難対策

地震発生時における人的被害を軽減するため、市、県及び防災関係機関は連携して、適切な避難誘導を行う。

また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

さらに、必要に応じて、被災した住民の広域一時滞在に係る措置を行う。

第1 実施体制

市長は、避難の指示及び警戒区域の設定を行う。

また、県からの緊急な支援が必要と判断した場合は県に対して要請を行う。

なお、住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が指示を行うことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合、指示を行った者は、速やかにその旨を市に通知するものとする。

また、市長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

第2 避難の指示及び警戒区域の設定の内容

1 避難の指示

(1) 避難の指示の基準

災害に係る避難の指示は、次の場合に、必要な範囲の市民に対して行う。

災害対策基本法に基づく避難について、市長は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって指示を行う。

なお、市長及び知事は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

ア 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき。

イ ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき。

ウ 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき。

エ 工作物等の倒壊の危険があるとき。

オ その他特に必要があると認められるとき。

(2) 避難の指示の内容

市及びその他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難の指示を行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の理由

オ 避難時の注意事項

カ その他の必要事項

(3) 避難の指示の種類

避難の指示の種類は下表のとおりとする。

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示し、速やかに知事に報告する。

〈資料編 P 6 2 避難指示等の発令基準〉

〈資料編 P 6 2 避難の指示の種類〉

〈資料編 P 6 3 避難指示等の発令の判断基準〉

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難の指示の違い

避難の指示は对人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

(2) 警戒区域の種類

警戒区域の設定の種類は資料編P 6 3(3)のとおり。

市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

〈資料編 P 6 3 警戒区域の設定の種類〉

第3 避難指示等の周知・誘導

1 市民への周知

避難の指示を実施したときは、当該実施機関は、対象地域の居住者に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

(1) 市防災行政無線による伝達

(2) サイレン、鐘等の使用による伝達

(3) 行政区、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達

(4) 広報車の使用による伝達

(5) ヘリコプターによる伝達

(6) 市の登録制メールによる伝達

(7) 緊急速報エリアメール（NTTドコモ・KDDI・ソフトバンクモバイル、楽天モバイル）による伝達

(8) テレビ、ラジオ放送等による伝達

(9) 市ホームページによる伝達

(10) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（市公式X（旧ツイッター）、LINE

E等)による伝達

2 県への報告

市は、避難の指示を実施したとき又は避難指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

3 関係機関相互の連絡

市及びその他の避難指示等実施機関は、避難指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

4 避難の誘導

(1) 市民の誘導

市及びその他の避難指示等実施機関は、市民が安全、迅速に避難できるよう警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の市民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させる等、速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

商店街等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

(3) 徒歩帰宅者の支援

市は、徒歩帰宅者に対しては、食料や水、休憩場所の提供を行う。

県は、コンビニエンス事業者等の協力を得て、徒歩帰宅者等に対し、水、トイレ、災害情報の提供や消防、警察等に対する通報等への支援を図る。

5 案内標識の設置

市は、避難場所等を明示する案内標識を設置するなど、迅速に避難できるよう対策を講ずる。

第4 避難所の開設、運営

1 避難所の開設

(1) 市は、地震災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため、避難所を設置する。

(2) 市は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。要配慮者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に受入れる。避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(3) 市は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。

(4) 市は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。

(5) 市は、開設している避難所については、リスト化に努める。

- (6) 市は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。
- (7) 市は、避難所を設置又は移転した場合は、ただちに次の事項を広域災害救急医療情報システム（EMIS）の入力などにより県に報告する。
 - ア 避難所開設（移転）の日時、場所
 - イ 収容人員
 - ウ 開設期間の見込み
 - エ その他必要事項

2 避難所の運営

- (1) 市は、自主防災組織、行政区、市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）、ボランティア、NPO法人等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。

また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあっては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。
- (2) 市は、被災者のおかれている生活環境及び住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう、活用する媒体に配慮する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。

また、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障がい者、外国人等への情報伝達において多言語表示シートの提示等により配慮する。
- (3) 市は、避難所の衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 市は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談、メンタルヘルスケア等を実施する。
- (5) 市は、警察と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。
- (6) 市は、避難住民等の実態把握と保護にあたるものとし、常に災害対策本部への情報連絡を行う。
- (7) 市は、避難所の運営にあたり次の記録をとる。
 - ア 収容者名簿の作成
 - イ 収容の状況
 - ウ 転出先の把握
 - エ 食料・物資の配給状況
- (8) 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室の設置、避難所における安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した

避難所の運営に努める。

なお、女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

- (9) 市は、通信事業者(東日本電信電話(株)外)の協力を得て、速やかに指定避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。
- (10) 市は、必要に応じ、家庭動物(ペット)のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫棟があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。
- (11) 市は、自然災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに災害対策本部と避難所との連携体制を確立する。
- (12) 市は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

〈資料編 P 50 避難場所一覧〉

第5 避難所におけるトイレ対策

1 仮設トイレの設置

- (1) 初動対応
備蓄している簡易トイレ等を利用し、避難者の約50人に1基の割合で設置を行う。
- (2) 後続対応
最終的には、避難者の約20人に1基の割合で設置するが、備蓄数で不足する場合には県及びレンタル業者等に支援を要請する。

2 要配慮者に対する配慮

- (1) 避難所に要配慮者用トイレが設置されていない、又は使用ができない場合は、要配慮者用簡易トイレを配備する。
- (2) 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。
- (3) 要配慮者特有の需要(段差の解消、手すりの設置等)が見落とされないよう配慮する。

3 快適な利用の確保

- (1) 市は、被災者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
- (2) 市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤、ゴム手袋、デッキブラシ等トイレの衛生対策に必要な物資を供給する。また、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティア等が協力して定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- (3) 市は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿の汲み取りを実施する。
- (4) 市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座の積極的設置、プライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。
- (5) 避難所以外の公共トイレの施設管理者は、被災状況を把握し、必要に応じ、トイ

レが使用できるよう対応するものとする。

第6 要配慮者への生活支援

1 要配慮者への日常生活の支援

市及び県は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、乳児用ミルク、ほ乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。

また、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

2 被災児童等への対策

市及び県は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

3 外国人への対策

市及び県は、被災した外国人に対して、(公財)栃木県国際交流協会等との連携のもと、生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

第7 こころのケア対策

市は、県と連携し、被災者が被災により生じたこころの不調について早期発見できるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

第8 避難所外避難者への支援

近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の地震でも多くの被災者が車中泊を行うことが予想される。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

1 避難所外避難者の把握

市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。また、県は市に対し、助言等による支援を行う。

2 必要な支援の実施

市は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送など必要な支援を行う。

第9 市における計画

市は、住民が安全、迅速に避難できるよう、次の事項を定めておく。

なお、学校等の施設を避難予定場所に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨の通知を行い、必要がある場合には、避難所の開設、運営について協力を求めることができる。

- (1) 避難予定場所の所在地、名称、概況、収容可能人員
- (2) 避難のための準備、伝達の方法
- (3) 避難勧告、指示の伝達方法
- (4) 避難経路、誘導方法
- (5) 避難所の開設、運営方法
- (6) 避難に必要な準備、携帯品
- (7) 要配慮者の避難支援の方法
- (8) その他必要事項

第10 帰宅困難者対策

1 一斉帰宅の抑制

- (1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ

市は、県と連携し、発災直後の一斉帰宅を抑制するため、ホームページやマスコミ等を通じて、市民や企業等に対して「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけを行う。

- (2) 企業等における施設内待機

企業や学校等は、施設の安全を確認の上、従業員や児童・生徒等を施設内の安全な場所に待機させ、一斉帰宅を抑制するよう努める。

- (3) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、施設や周辺の安全を確認の上、利用者を一時滞留可能な場所へ誘導し保護する。

2 一時滞在施設の開設

市は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認の上、一時滞在施設として開設し、帰宅困難者の受入を行う。

- (1) 一時滞在施設への誘導

企業や学校等は、施設が安全でない場合、一時滞在施設に従業員や児童・生徒等を誘導する。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、施設や周辺が安全でない場合や利用者が多数で施設内で安全に利用者を保護できない場合、一時滞在施設に利用者を誘導する。

誘導に際しては、市や警察と協力し、安全な誘導に努める。

また、地域内に滞留する帰宅困難者については、市が警察や消防機関と協力して、一時滞在施設に誘導するよう努める。

市は、帰宅困難者が多数発生するなど一時滞在施設への誘導が困難であるときは、(一社)栃木県バス協会に帰宅困難者の輸送を依頼する。

駅の管理者は、大規模震災の発生により列車が長期間停止する場合及びJR東北新幹線等の緊急停止に備え、バス等による代替輸送等の計画を策定しておく。

また、本市の定める避難所へ誘導させることも想定しておくよう努める。

帰宅困難者の避難施設については、次のとおり避難所を指定する。

- ・ J R 東北新幹線の緊急停止による乗客の避難
片岡公民館（コミュニティホール）
片岡トレーニングセンター
- ・ J R 東北本線矢板駅における乗客の避難
矢板市武道館
- ・ J R 東北本線片岡駅における乗客の避難
片岡小学校体育館

(2) 一時滞在施設での対応

市は、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、食料や水、毛布等の物資等を提供すると同時に、必要に応じて第4の2に掲げる避難所の設置・運営に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

なお、県は、市が行う帰宅困難者対策を支援する。

また、警察は、交通規制に関する情報その他必要となる情報を市に提供する。鉄道事業者は、自己の施設の運行や復旧、代替輸送、その他必要となる情報を市に提供する。

3 徒歩帰宅者の支援

県は、協定を締結した民間事業者に対して災害時帰宅支援ステーションの開設を要請する。災害時帰宅支援ステーションは、徒歩帰宅者に水、トイレ、災害情報等の提供を行う。

4 外国人への支援

市は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務を行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

第11 市民の広域避難等

1 市町域を越えた避難等

災害の規模又は避難所の状況により、市のみでは十分な避難者収容が実施できない場合は、市長は、市町村相互応援協定により、県内他市町に応援を要請する。この場合、県は円滑な実施のための支援協力を行う。

第12 市外避難者の受入

1 初動対応

市は、大規模震災の発生等により市外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として第4の1に準じて避難所を開設する等、その受入に努める。

県は、県民の被災状況を考慮において、大規模災害の発生等により県域を越えた避難者が発生したと認められる場合は、次のとおり対応し、市はこれに協力する。

(1) 受入方針の決定

県は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、併せて、災害対策本部に当該自治体の連絡員を受け入れる等避難元自治体と必要な連携を図った上で、市と調整の上、県外避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という）の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

(2) 避難所の設置

県は、あらかじめ選定してある県有施設に県外広域避難所を設置する。

市は、県からの要請に基づき、避難場所の中から選定して県外広域避難所を設置する。

(3) 避難所の運営

市は、原則として第4の2に準じて県外広域避難所の運営を行う。

県は、原則として市が行う県外広域避難所の運営を支援する。

(4) 総合案内所の設置

県は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに備えて庁内又は現地付近の道の駅等に総合案内所を設置し、次の業務を行う。

ア テレビ、ラジオ等を活用した総合案内所についての一般周知

イ 県内において県外避難者が受入れ可能である避難所に関する情報の整理

ウ 県外避難者の受入れに関する問い合わせへの対応

エ 県外広域避難所に関する情報提供

オ その他必要と認められる措置

(5) 避難環境の整備

県は、災害等の状況に応じて、市及び関係機関と調整の上で、発災からの事態の経過に応じて次に掲げる避難環境の整備を行う。

ア 県営住宅、市営住宅

イ ホテル、旅館等

ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）

エ 雇用促進住宅その他国有施設

2 避難者の支援

(1) 県外避難者情報の収集

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため必要に応じて県外避難者に関する情報を収集し、避難元自治体に提供する。

(2) 県外避難者への総合的な支援

県及び市は、自主防災組織、自治会、ボランティア、市社会福祉協議会等と協力して、第4から第8に準じた県外避難者の支援に努めるものとする。

(3) 県外避難者への情報提供

県は、避難元自治体と連携して、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努めるものとする。

(4) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

県及び市は、県社会福祉協議会や市社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第13 被災者台帳の作成

市は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的

に集約した被災者台帳を作成するよう努めるものとする。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

第14 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難施設の供与は、次の基準により実施する。

1 対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

2 内容

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋、天幕の設営その他適切な方法により実施する。

3 費用の限度

避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定める額以内。ただし、福祉避難所（避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者等を受け入れる避難所）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。また、冬期（10月～3月）は、別途加算する。

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設便所等の設置費

4 期間

避難施設供与期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

〈資料編 P122 災害救助法施行細則〉

第5の2節 広域一時滞在対策

地震発生により被災した市民の生命・身体を保護するため、被災した市民の居住の場所をその被災市町の域外に確保する必要があるときは、市、県、防災関係機関は、連携して広域一時滞りに係る措置を行う。

第1 制度概要

市は、その市域で震災が発生し、被災した市民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した市民の受入れについて、他の市町に協議することができる。

協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、市は、県と協議を行い、被災した市民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

また、県は、他の都道府県に被災県民の受入れについて協議する。

第2 県内市町における一時滞在

1 被災市町の実施事項

- (1) 被災した市町（以下「被災市町」という。）は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議を行う。このときあらかじめ県に協議しようとする旨を報告しなければならない。
- (2) 被災市町は、協議先市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。
 - ア 協議先市町からの通知の内容の公示
 - イ 内閣府令で定める者への通知
 - ウ 県への報告
- (3) 被災市町は、広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。
 - ア 協議先市町への通知
 - イ 内閣府令で定める者への通知
 - ウ 広域一時滞りの必要がなくなった旨の公示
 - エ 県への報告

2 協議先市町の実施事項

- (1) 被災市町から1(1)の協議を受けた協議先市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞りの用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。
 - ア 自らも被災していること
 - イ 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと
 - ウ 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
 - エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- (2) 協議先市町は、(1)の正当な理由がある場合を除き、その市町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- (3) 協議先市町は、(2)の決定をしたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。

- (4) 協議先市町は、被災市町から1の(3)アに記す広域一時滞在の必要がなくなったと認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第3 県外における一時滞在

1 被災市町の実施事項

- (1) 被災市町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。
- (2) 被災市町は、県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。
 - ア 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示
 - イ 内閣府令で定める者への通知
- (3) 被災市町は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。
 - ア 県への報告
 - イ 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
 - ウ 内閣府令で定める者への通知

2 県の実施事項

- (1) 県（危機管理防災局、以下この項において同じ。）は、「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」の応援統括県並びに関東知事会及び全国知事会の幹事都県を経由して、他の都道府県に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、被災住民の受入れについて協議する。このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。
- (2) 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。
- (3) 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

第4 他都道府県からの協議

1 県の実施事項

- (1) 県（危機管理防災局、以下この項において同じ。）は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求めるものとする。
- (2) 県は、市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受入れ協議元の都道府県に通知しなければならない。
- (3) 県は、被災住民を受入れた他都道府県から本県域内の広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を市町に通知しなければならない。

2 協議先市町の実施事項

- (1) 県から1の(1)の協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、他都道府県被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。
 - ア 自らも被災していること
 - イ 被災住民の受け入れに必要となる施設が確保できないこと
 - ウ 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
 - エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- (2) 市町は、(1)の正当な理由がある場合を除き、その市町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- (3) 市町は、(2)の決定をしたときは、速やかにその内容を県に報告しなければならない。
- (4) 市町は、1の(3)の県の通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第5 広域一時滞在の協議等の代行

1 県による代行

被災市町がその全部又は大部分の事業を行うことができなくなった場合であって、被災住民について広域一時滞在中の必要があると認められる場合は、広域一時滞在中のための県内市町との協議を県が市町に代わって行う。

また、被災住民について県外広域一時滞在中の必要があると判断される場合には、被災市町から県外広域一時滞在中に係る協議の要求がない場合であっても、県は他の都道府県に対して県外広域一時滞在中に係る協議を行う。

2 内閣総理大臣による代行

県及び被災市町がその全部又は大部分の事業を行うことができなくなった場合であって、被災住民について広域一時滞在中の必要があると認められる場合は、広域一時滞在中のための県内市町との協議を内閣総理大臣が被災市町に代わって行う。

また、被災住民について県外広域一時滞在中の必要があると判断される場合には、他の都道府県に対する県外広域一時滞在中に係る協議を内閣総理大臣が県に代わって行う。

第6 費用負担

1 原則

被災した地方公共団体が負担する。

2 災害救助法適用時

- (1) 広域一時滞在中実施時
県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。
- (2) 県外一時滞在中実施時
被災した都道府県が費用を負担することとし、受け入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償する。

第6節 災害警備活動

市、自主防犯組織、自主防災組織及び自治会等は、警察が行う警備・社会秩序維持活動等に協力し、市民の生命、身体、財産を保護するための活動を行う。

第1 被災地、避難場所等の警戒警備への協力

市、自主防犯組織、自主防災組織及び自治会等は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯、避難所内での混乱を防止するため、警察が行う被災地及びその周辺におけるパトロール、避難所等の定期的な巡回等に協力する。

第2 社会秩序の維持

市、自主防犯組織、自主防災組織及び自治会等は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力等による民事介入暴力等の犯罪防止のため、被災者への知識の啓発を図る。

第7節 救急・救助・消火活動

震災により被災した者を迅速に救助するため、また、火災による被害を最小限に止めるため、地域住民、自主防災組織、市、消防機関、県、警察、自衛隊等は、連携して迅速、適切な救急・救助・消火活動を行う。

第1 地域住民及び自主防災組織の活動

地震災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 救急・救助活動

(1) 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

(2) 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

(3) 消防機関への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

2 消火活動

(1) 火災予防措置

大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレーカーを遮断する。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生した場合の措置

火災が発生した場合は次により措置する。

ア 火災が発生した家庭の措置

(ア) 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。

(イ) 消防機関に通報する。

(ウ) 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

イ 自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣住民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。消防機関(消防署、消防団)が到着したときは消防機関の指示に従う。

第2 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

(1) 防災管理者又は防火管理者の指揮により消防計画に基づき自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 二次災害防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講ずる。

(1) 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(2) 警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等の可能な手段により直ちに通報する。

(3) 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

第3 市及び消防機関の活動

1 救急・救助活動

市及び消防機関(消防署、消防団)は、警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、次により迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数発生する事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなどして、効率的な救助活動の実施に努めるものとする。

(1) 市は、直ちに救護所を開設し、傷病者の救護にあたり、救護所の場所、傷病者の状況等を県災害対策本部及び県北健康福祉センターに報告し、必要に応じ医療救護班等の派遣を要請する。

(2) 多数の負傷者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージ(治療優先度判定)を行い、重傷者から搬送する。なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。

(3) 重傷者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ

リ等による搬送を要請する。

2 消火活動

(1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防機関は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消火活動を行う。

ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区については、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先に行う。

ウ 危険物の漏えい等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、火災警戒区域を設定し、住民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難所、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災組織が実施する消火活動と連携するとともに、指導に努める。

第4 県消防防災ヘリコプター等の運用

市は大規模な地震が発生した場合、被害状況等の情報収集、人命救助、救急、緊急物資の輸送などでヘリコプターによる活動が有効と判断した場合、県に対して消防防災ヘリコプターの要請を行う。

1 県消防防災ヘリコプターの運航

県消防防災ヘリコプターは、関係法令のほか、「栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「栃木県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、次のとおり緊急運航する。

(1) 緊急運航の内容

ア 救急活動

(ア) 被災地等からの救急患者の搬送

(イ) 被災地等への医師、医療器材等の搬送

イ 救助活動

被災者の捜索、救助

ウ 災害応急対策活動

(ア) 被災状況等の調査、情報収集活動

(イ) 食料、衣料その他生活必需品や復旧資材等の救援物資、人員の輸送

(ウ) 災害に関する情報、警報等の広報宣伝活動

エ 火災防御活動

(ア) 林野火災等における空中消火活動

(イ) 被災状況調査、情報収集活動

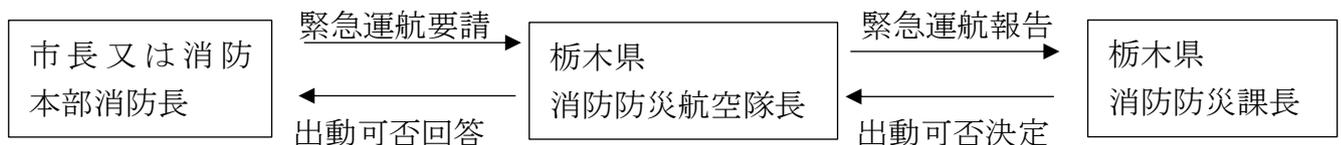
(ウ) 消防隊員、消防資機材等の搬送

オ その他、災害応急対策上特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2 市等からの緊急運航の要請

市長又は消防本部消防長は、本市において災害等が発生した場合は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

〈県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー〉



3 ヘリコプター活動体制

市は、ヘリコプターの活動のための飛行場外離着陸場等を確保し、安全対策を図る。また、市は、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行う。

〈資料編 P 6 5 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

〈資料編 P 6 6 防災ヘリ・ドクターヘリランデブーポイント〉

第5 消防相互応援等

1 消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

(1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

ア 第一次応援体制

一つの消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続：受援側消防機関の長が、市町長及び知事に報告の上、幹事消防本部に応援要請する。

イ 第二次応援体制

上記アによってもなお消防力が不足する場合、一つの消防機関を県内の全てのブロックの消防機関が応援する体制。

要請手続：①受援側消防機関が幹事消防本部及び代表消防機関（宇都宮市消防局）と調整の上、被災地の市町長に報告後、県及び代表消防機関に応援要請する。

②応援要請を受けた県が、県内消防機関に連絡する。

〈資料編 P 4 9 特殊災害消防相互応援協定書〉

〈資料編 P 7 0 栃木県広域消防応援等計画〉

(2) その他の協定

(1)による他、矢板市が個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

〈資料編 P 7 8 応援協定締結一覧〉

2 緊急消防援助隊

県内の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

要請手続

ア 市は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

- (ア) 災害発生日時
- (イ) 災害発生場所
- (ウ) 災害の種別・状況
- (エ) 人的・物的被害の状況
- (オ) 応援要請日時
- (カ) 必要応援部隊数
- (キ) 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
- (ク) 応援部隊の進出拠点、到達ルート
- (ケ) 指揮体制及び無線運用体制
- (コ) その他の情報（必要資材、装備等）

※（ク）～（コ）については決定次第報告を行う。

イ 市は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行うものとする。

第6 警察の活動

警察は、市等からの救助活動の応援要請があった場合や自ら必要と判断した場合は、速やかに救出救助部隊を編成して救出・救助活動を実施するとともに、関係機関に協力して負傷者等の医療機関への搬送を実施する。

また、消防機関等の救急・救助活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路の確保にあたる。

第7 自衛隊の活動

自衛隊は、知事の要請に基づき、災害現場に部隊等を派遣し、消防機関、警察、医療機関等と連携し、避難者の捜索・救助、救急患者の搬送等の各種救援活動を行う。

第8 各機関との連携

本市は、災害応急対策活動にあたって、消防本部、警察、自衛隊との適切な連携のもと、迅速かつ適切な救出救助活動を実施する。

第9 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

1 内容

災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

2 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費。

3 期間

災害発生の日から3日以内。ただし、次のような真にやむを得ないと認められる場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

- (1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき。
- (2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき。
- (3) 災害の発生が継続しているとき。

〈資料編 P122 災害救助法施行細則〉

第8節 医療救護活動

震災時には、広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、関係機関は、緊密に連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

第1 市の実施体制

市は、災害の状況により塩谷郡市医師会に協力を求め医療救護班を編成し出動する。市のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

第2 県の実施体制

県は、救護支援班を組織するとともに、災害拠点病院、栃木県医師会、医療機関等で組織する救護班の応援を要請して実施する。また、多数の傷病者が発生することが見込まれる場合など災害等の状況を判断し、DMAT指定病院に対して、DMATの派遣を要請する。

その他、精神保健医療ニーズが見込まれる場合などは、状況に応じ、DPAT登録医療機関等に対して、DPATの派遣を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班に対して救護活動を要請する。

医療救護活動の実施に当たり、県は、栃木県医師会等の関係機関の協力のもと、県庁内に保健医療調整本部を、被災地に医療圏域別保健医療調整本部を設置する。保健医療調整本部には、必要時、統括災害医療コーディネーター、統括DMAT、その他関係団体で構成する「災害医療コーディネートチーム」を配置し、県医師会長の指揮の下、医療の専門的見地から災害医療対策の総合調整を行う。医療圏域別保健医療調整本部は、地域災害医療対策会議を開催し、地域の関係機関との情報共有により地域の保健・医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析し、医療チーム及び各種支援チームを配置調整するなどのコーディネート機能が十分発揮できる体制の整備について協議決定し、その実施を推進する。なお、県は、予め災害拠点病院等の医師を災害医療コーディネーターとして委嘱し、災害医療コーディネーターは、災害時に被災地の医療救護活動や傷病者の搬送先について医療の専門的見地から必要な調整を行う。

1 県の組織する救護支援班の編成

県北健康福祉センター職員等をもって、あらかじめ複数の医療職等からなる救護支援班を編成し、市の要請を受けて活動する。

県は多数の傷病者が発生することが見込まれる場合など災害時の状況を判断し、DMAT指定病院に対してDMATの派遣を要請する。

その他、精神保健医療ニーズが見込まれる場合などは、状況に応じ、栃木県精神衛生協会に対して、DPATの派遣を要請する。

2 災害拠点病院の救護班の編成

災害拠点病院において1班以上の救護班を編成する。

3 医師会又は医療機関で組織する救護班

県医師会は、協定に基づき、次のとおり救護班を編成する。

4 DMAT・LDMAT指定病院のDMAT・LDMAT

DMAT・LDMAT指定病院においては、1チーム以上のDMAT・LDMATを編成する。

※DMAT 「医師、看護師、業務調整員（医師、看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム Disaster Medical Assistance Team」

（注）LDMAT（ローカルディーマット）とは、県が養成する県内災害等に対応する地域版DMATのことである。

第3 救護所の設置

市は、救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある県下の医療機関の一部及び助産所を充てる。

〈資料編 P138 医療機関の収容能力一覧表〉

第4 医療施設の応急復旧

市は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

また、病院等においては災害時における医療体制について整備しておく。

第5 災害救助法による実施基準

災害救助法を適用した場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

1 災害救助法による医療救護の基準

(1) 対象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的に処置するもの。

(2) 内容

原則として救護班及び救護支援班によって、次の医療救護を行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以下、「施術者」という。）を含む。）において医療救護（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ア 診療

イ 薬剤、治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療、施術

エ 病院、診療所への収容

オ 看護

(3) 費用の限度

- ア 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
- イ 病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内
- ウ 施術者による場合は、協定料金の額以内

- (4) 期間
災害発生の日から14日以内

2 災害救助法による助産の基準

- (1) 対象
災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者
 - (2) 内容
 - ア 分娩の介助
 - イ 分娩前、分娩後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
 - (3) 費用の限度
 - ア 救護班、産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費
 - イ 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内
 - (4) 期間
分娩した日から7日以内
- 〈資料編 P122 災害救助法施行細則〉

第9節 二次災害防止活動

地震発生後の余震、降雨に伴う二次的な災害を防ぐため、関係機関は連携して、迅速かつ的確な措置を実行する。

第1 水害・土砂災害等の二次災害防止

1 水害の防止

本章第19節第3に定めるところによる。

2 土砂災害の防止

- (1) 施設、災害危険箇所の点検・応急措置の実施
市、県、消防等関係機関は、余震、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。
二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行うなど、二次災害の防止に努める。
- (2) 被災宅地危険度判定の実施
市は二次的な地すべり、がけ崩れ等から住民の安全の確保を図るため、宅地の被災状況を調査し、二次災害発生危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。
 - ア 危険度判定実施本部の設置
市災害対策本部長は、地震によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、矢板市被災宅地危険度判定実施要綱に基づき危険度

判定の実施を決定し、建設部長を本部長とする実施本部の設置を行う。

イ 危険度判定実施本部の組織及び運営

危険度判定実施本部の組織及び運営は、矢板市被災宅地危険度判定実施要綱の定めるところによる。

ウ 危険度判定実施本部の業務

- ・危険度判定実施に必要な拠点の確保
- ・現地危険度判定拠点との連絡調整
- ・危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
- ・危険度判定実施についての被災地住民への周知
- ・危険度判定活動の際の現地案内人の確保
- ・その他の現地での危険度判定活動の補完作業

〈資料編 P 1 1 7 矢板市被災宅地危険度判定実施要綱〉

(3) 避難対策

県、市、消防は、土砂災害の発生が予想される場合は、市民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第5節の要領により警戒区域の設定若しくは避難の指示を行う。

(4) 土砂災害警戒情報の発表基準

地震の影響により現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と宇都宮地方気象台は栃木県土砂災害警戒情報に関する実施要領に基づき、地震時における暫定基準を適用する。

第2 建築物・構造物の二次災害防止

1 震災建築物応急危険度判定の実施

市及び県は、余震等に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険程度の判定、表示等を行う、震災建築物応急危険度判定を実施する。判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

(1) 危険度判定実施本部の設置

市災害対策本部長は、地震によって多くの建築物が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、矢板市震災建築物応急危険度判定実施要綱に基づき危険度判定の実施を決定し、建設部長を本部長とする実施本部の設置を行う。

(2) 危険度判定実施本部の組織及び運営

危険度判定実施本部の組織及び運営は、矢板市震災建築物応急危険度判定実施要綱の定めるところによる。

(3) 危険度判定実施本部の業務

- ア 危険度判定実施に必要な拠点の確保
- イ 現地危険度判定拠点との連絡調整
- ウ 危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
- エ 危険度判定実施についての被災地住民への周知
- オ 危険度判定活動の際の現地案内人の確保
- カ その他の現地での危険度判定活動の補完作業

〈資料編 P 1 1 9 矢板市震災建築物応急危険度判定要綱〉

第10節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を确实、迅速に輸送するため、市、国、県、防災関係機関等は連携して震災時の緊急輸送対策を実施する。

第1 実施体制

市は、被災者の輸送を行う。

市は、市での被災者輸送が困難と判断した場合は、県に支援を要請する。

県は、市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。

応急対策に必要な人員、緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。

緊急輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

第2 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

1 第1段階 救出救命期

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 国、県、市町村等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第2段階 避難救援期

- (1) 給水上記1の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

3 第3段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

第3 輸送手段の確保

1 市の確保体制

- (1) 市は、市有車両を動員するものとするが、地域の現況に即した車両等の調達体制を整備しておく。
- (2) 市は、車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、次のものに対して応援を依頼し、確保を図るものとする。
ア 市内輸送業者

イ ア以外の一般個人・法人

ウ 官公署又は公的団体

- ・ 消防・防災ヘリコプターを県に要請する。
- ・ 相互応援協定に基づき、笠間市に対して車両の派遣を要請する。
- ・ 鉄道事業者に協力を要請する。
- ・ ブロック内市町に協力を要請する。

エ 自衛隊

(3) 市は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達あつせんを依頼する。

ア 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）

イ 車両等の種類、台数

ウ 輸送を必要とする区間、借り上げ期間

エ 集結場所、日時

オ その他必要事項

2 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

3 営業用車両等の費用の基準

輸送あるいは車両等の借り上げに要する費用は、当該地域の通常の実費とする。

4 緊急通行車両の確認

市は、あらかじめ緊急通行車両を使用する者から必要事項の届出を受け、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両等届出制度の整備を図り、迅速かつ円滑な緊急通行車両等の確認に努める。

第4 輸送体制の確保

市及び県は、被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速、円滑に行うため、必要な輸送体制を確保するとともに救援物資の集積、配布の円滑化を図るため、物資集積所をあらかじめ確保しておく。

1 物資集積所の確保

救援物資の集積、配布の円滑化を図るため、物資集積所をあらかじめ確保しておく。

○広域災害対策活動拠点等（第2章第15節第1参照）

2 緊急輸送路の確保

市は、県と連携を図り、県において指定している緊急輸送道路について、災害時の緊急輸送路として確保に努める。なお緊急輸送路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路を確保する。

3 臨時ヘリポートの確保

緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポート等を確保する。

<資料編 P 6 4 飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領>

<資料編 P 6 5 飛行場外離着陸場一覧>

<資料編 P 6 5 緊急離着陸場一覧>

第5 災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は次のとおりである。

1 対象

- (1) 被災者の避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 死体の捜索のための輸送
- (6) 死体の処理のための輸送
- (7) 救援用物資の整理配分のための輸送

2 費用の限度

当該地域における通常の実費

3 期間

各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

第11節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料生活必需品の供給を図るため、関係機関は相互に連携して調達、供給体制を確立する。

第1 基本方針

1 実施体制

市は、被災者、災害応急対策業務従事者に対し、必要な物資を調達・供給する。市単独で対応できない場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

2 季節への配慮

市は、被災者等の支援にあたり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

3 要配慮者への配慮

市は、特別用途食品（難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品）や生活必需品の調達に配慮するよう努める。

第2 給食

1 実施体制

市は、被災者、災害応急救助従事者等に対する給食を実施する。市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 供給の対象

市は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。なお、食料の供給にあたっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

- (1) 炊き出しによる給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

3 食料の調達、供給

市は、食料の供給を実施するにあたり、市内に分散備蓄している食料及び市内外の小売業者との協定等により食料を調達するものとする。

なお、供給が間に合わない場合は県に食料調達の要請をする。

県は、市町から要請を受けた場合や被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、食料を調達し、供給する。

(1) 備蓄物資の放出

県は、備蓄計画に基づき県内に分散備蓄している食料を放出する。

(2) 主要食料の調達

ア 主要食料として、アルファ米、乾パン、ソフトパンを備蓄する。

イ 備蓄で不足する場合は、直ちに応急食料の配給を知事に申請する。

(3) 副食の調達

原則として、関係業者から調達し、主食とともに配給する。

(4) 市は、要配慮者へ適切な食料が供給されるよう、要配慮者の把握及び必要な物資の抽出・確保等を行う。

なお、市のみで対応が困難な場合は、県、隣接市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

(1) 対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

ア 避難所に避難している者

イ 住家に被害を受け現に炊事のできない者

ウ 災害により現に炊事のできない者

(2) 内容

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

ア 食料の確保

食料の確保については上記3に定めるところによる。ただし、市において災害救助用米穀を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、関東農政局栃木支局地方参事官等管下の担当課長に対し、直接災害救助用米穀の引き渡しを要請することができる。

〈資料編 P136 「災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づく協定書〉

イ 炊き出し等の実施

日本赤十字奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊き出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

(3) 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が限度額以内であればよい。）。

ア 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）

イ 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない）

ウ 燃料費（品目、数量について制限はない）

エ 雑費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

(4) 期間

災害発生の日から7日以内とする（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第3 給水

1 供給の対象

市は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1人1日3リットルを基準とする応急給水を行う。市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

県は、市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。

2 飲料水の確保対策

(1) 市は、飲料水の確保を行うとともに、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

(2) 市は、応急用飲料水、水道施設における貯水量の確保に努める。

(3) プールの管理者は、特別の事情を除き、災害の発生に備えてプールに常時蓄えておいた水を放出する。

(4) 市は、災害の発生に備え、災害用浄水機の整備に努める。

(5) 市は、物資供給協定締結先に対して、飲料水の供給を依頼する。

<資料編 P 4 8 上水道施設一覧表>

<資料編 P 1 3 7 市内プール設置状況一覧表>

<資料編 P 1 4 1 学校等一覧表>

3 給水活動

(1) 市は、水道施設が破壊した場合は、給水班を組織して給水活動を行い、水道事業者と共に水道施設の応急復旧活動を実施する。

ア 水源施設が破壊した場合

(ア) 他の水源より配水区域を変えて給水する。

イ 一部区域の配水管が破壊した場合

(ア) 他の配水管より給水する。

(イ) 消火栓から給水する。

(ウ) 備蓄用水を使用する。

(エ) 容器により給水・取水する。

(オ) 給水車等により搬送給水する。

- (2) 市の給水活動が十分行えない状況になったときは、必要に応じて県、他市町に対して応援要請を行う。
- (3) 市は、県と連携し被災市町から要請があった場合に、可能な限り、応急給水活動を行う。

4 応急用飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の確保、供給に努める。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の基準により行う。

- (1) 対象
災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- (2) 費用の限度
水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。
- (3) 期間
災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第4 生活必需品等の供給

1 供給の対象

市は、被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 生活必需品等の確保

- (1) 物資の確保
市は、物資供給協定先に対して、生活必需品の供給を依頼する。ただし、市において調達することが困難な場合は、県に生活物資の供給を要請する。
- (2) 調達・救助物資の集積場所
調達した物資及び救援物資は、次の場所に集積する。
 - ア 文化スポーツ複合施設
 - イ 保健福祉センター
 - ウ 矢板公民館
 - エ 生涯学習館
- (3) 燃料の確保
集積することができないプロパンガス、灯油等の供給については、地域の販売業者の供給可能数量の把握に努め、県、販売業者と連絡を保ち、必要に応じて供給する。

3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

- (1) 対象
住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被

服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 内容

ア 給（貸）与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- (ア) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (イ) 被服（洋服、作業衣、子供服、肌着等）
- (ウ) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- (エ) 炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (オ) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (カ) 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
- (キ) 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）
- (ク) 要配慮者（高齢者・障がい者・難病患者等）の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（紙おむつ、ストーマ用装具等）

イ 支給方法

物資の確保は、原則として県が行う。市までの物資の輸送については、本章第10節により行うものとする。被災者への支給は、主として市が実施する。

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

<資料編 P136 費用の限度額>

(4) 給（貸）与期間

給（貸）与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、交通通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

<資料編 P122 災害救助法施行細則>

第12節 農地・農林業用施設等対策

震災により被害を受けた農地・農林業用施設の応急対策を実施し、早期に営農林体制の復旧を目指す。

第1 被害状況の把握

市は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については塩谷南那須農業振興事務所、林業用施設については矢板森林管理事務所）に報告する。

第2 応急対策の実施

1 施設管理者の対応

施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないように、次の応急対策を実施する。

- (1) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに市及び県に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。
- (2) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

- (3) 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的な障害物除去と応急復旧に努める。また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。
- (4) ダム、ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。
- (5) 施設管理者は、被災して危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

2 市・県の対応

市及び県は、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

3 復旧へ向けての対策

- (1) 被害状況の把握、報告
施設管理者は、農林水産業共同利用施設の被害状況を把握し、所管農業振興事務所及び森林事務所等に報告する。
- (2) 復旧対策の実施
県は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づき、速やかに災害復旧を図る。

第13節 保健衛生活動

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保及び人心の安定と人身の保護のため、関係機関は、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）の的確な実施を図る。

第1 保健衛生対策

1 感染症対策

- (1) 実施体制
市は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症の発生予防及びまん延防止対策を実施する。市のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。県は、市からの要請があった場合又は市への支援が必要と判断した場合には、市の対策を支援する。
- (2) 実施方法
市は、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行うことができるよう、被災者の健康管理を担当する保健対策班、消毒・衛生監視、ねずみ族・害虫の駆除等を行う生活衛生対策班を編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。市だけでは対応が困難である場合、県に、応援の依頼を行うとともに、必要に応じて、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行う。

2 食品衛生監視

市は、災害発生に伴う浸水、停電、断水等の事態によって発生する食品衛生上の問題について、県、関係団体と連携して、被災地の総合的な食品衛生対策を行う。

3 栄養指導対策

(1) 実施体制

市は食料の供給にあたり、避難所の生活が長期化する場合は被災者全般の食事について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮する。

なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近接市町等の関係機関に応援を求めて実施する。県は、市からの要請があった場合又は市への支援が必要と判断した場合には、市の対策を支援する。

(2) 実施方法

ア 県が実施する対策

(ア) 栄養・食生活支援活動に関する情報を収集し、随時まとめて県北健康福祉センターや関係機関等に提供し情報の共有化を図る。

(イ) 災害対策本部及び被災を所管する広域健康福祉センターからの要請に応じて、部内及び災害対策本部と協議の上、必要と認められた場合には、被災地外の広域健康福祉センターなどに対して人材等の派遣要請を行う。

(ウ) 人材及び特別用途食品（低エネルギー食、アレルゲン除去食、低塩分食など乳幼児・高齢者・食物アレルギー等に配慮した食品）などの調達のため、必要に応じて関係機関へ支援要請を行う。

イ 被災地を所管する県北健康福祉センターが実施する対策

(ア) 被災地の食に関する情報把握

被災地における食生活に関して援護を必要とする者の人数や被災の状況、避難所の設置状況や特定給食施設等の被害状況を把握する。

(イ) 被災者の栄養指導

被災地を所管する県北健康福祉センターは、市町と連携して被災者の栄養指導を行う。

(ウ) 栄養指導班の編成

被災地を所管する県北健康福祉センター所長は、災害の状況に応じて必要と認めたときは、所内に栄養指導班を編成する。

(エ) 食事提供(炊出し等)の栄養管理指導

市が設置した炊事場、炊き出しの提供食材・調理、管理等について確認し、必要に応じて実施主体への提案、指導・助言を行う。

(オ) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回して、被災者の健康状態、食料の供給状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

(カ) 食生活相談者への相談・指導の実施（要配慮者への食生活支援）

妊産婦、乳幼児、高齢者、難病患者、透析患者、糖尿病、食物アレルギー疾患患者等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や調理方法等に関する相談を行う。

(キ) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導し、飲食の早期平常化を支援する。

第2 遺体取扱対策

1 遺体の搜索

(1) 実施体制

遺体（災害により、現に、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者）の搜索は、原則として市が警察、消防機関の協力のも

とに実施する。

(2) 実施方法

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等の搜索を、警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して行う。市だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体搜索は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

イ 費用の限度

舟艇その他遺体の搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

2 遺体の処置、収容及び検案(検視)

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として市が、県、警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案(検視)にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。

ア 市が実施する対策

(ア) 塩谷郡市医師会や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

(イ) 身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行われたい遺体を収容するため、適当と認められる公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

(ウ) 搜索により発見された遺体について、警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため遺体に関する処置(埋葬を除く。埋葬については、3の対策のとおり)を行うことができない場合に行うものであること。

イ 内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

- (ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。
- (イ) 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。
 - a 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額。
 - b 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。
- (ウ) 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

3 遺体の埋葬等

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として市が遺体の応急的な埋葬を行う。市で対応が困難な場合、県に広域的な火葬が行われるよう調整を要請する。

(2) 埋葬の実施方法

- ア 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。
- イ 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。
- ウ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。
- エ 遺体を土中に葬る場合は、市営墓地の中に所要の地積を確保する。市営墓地に地積の確保が困難な場合は、法人営墓地の中に所要の地積を確保する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬

イ 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

- (ア) 棺（付属品を含む。）
- (イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- (ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

エ 遺体が法適用地域外の他市町に漂着した場合

- (ア) 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町に連絡して引き取らせるが、法適用市町が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町が埋葬（費用は栃木県負担）する。
- (イ) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、(ア) に準じて実施する。

〈資料編 P 1 2 2 災害救助法施行細則〉

第3 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

市は、県、獣医師会等関係機関と連携の上、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

(2) 市が実施する対策

ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。

イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。

ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。

オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたる場合の処理計画の策定及び実施は、市が行う。ただし、広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合には、県が市と協力して適切な処置を実施する。

(2) 市が実施する対策

ア 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施

イ 死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。

(ア) 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

(イ) 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

(3) 処理方法

ア 埋却

死体を入れてなお地表まで1 m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

イ 焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。

(約1mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、更にその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。)

ウ 家畜伝染病の恐れがある場合には、県の定めによる。

第14節 障害物等除去活動

被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

第1 住居内障害物の除去

1 家屋等の障害物の除去

市は、市民に対し家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、ボランティアに協力を求める。

2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者。

(2) 内容

人夫、技術者等を動員して除去する。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員雇上費で災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定める額以内。

(4) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

<資料編 P122 災害救助法施行細則>

第2 道路の障害物の除去

1 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は「塩谷地区広域防災の相互協定に関する協定」や、その他業者委託の活用等により速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

2 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定

められた緊急輸送路については最優先に実施する。

第3 放置車両等の移動

道路管理者は、道路上に放置車両等が発生した場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は自ら車両等の移動等を行う。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、他人の土地を一時使用等することとする。

(1) 措置をとる区域又は区間

道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区間内を包括的に指定する。

(2) 県公安委員会との連携

ア 指定の通知

道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ公安委員会及び警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知することができないときは、事後に通知する。

イ 県公安委員会からの要請

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請することができる。

(3) 国及び県からの指示

国土交通大臣及び県知事は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市に対し必要な措置をとるよう指示することができる。

第4 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

第15節 廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、関係機関は、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第1 災害廃棄物の処理

1 体制整備・情報収集

市は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、被災市町等のみで対処できない場合は、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

2 発生量及び処理可能量の推計

市は、災害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、その処理体

制を整備する。

3 住民等への周知

市は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

4 仮置場の設置・運営

市は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。

被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

なお、日常生活圏、又は、人が集まる施設に近い場所に仮置場を設置した場合は、可能な限り早期に災害廃棄物を搬出し、仮置場の撤去を行う。

5 収集運搬

市は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

6 処分・再資源化

市は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

処理に当たっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

なお、石綿については、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月 環境省）等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。

第2 がれき処理

1 実施体制

市は、震災による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきの処理処分方法を確立するとともに、一時保管場所、最終処分場を確保し、計画的な収集運搬、中間処理及び最終処分を図ることにより、廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

市は、廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車両、処理施設等が不足する場合は、相互応援協定に基づき県に応援を要請するものとする。

また、本市のみで対処できない場合は、県が、近隣市町、関係団体又は他都道府県に応援を求める等広域的な連絡調整を行う。

2 排出量の推計

市は、震災による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきについて、平常時における処理計画を勘案し、全壊・半壊家屋、流出家屋等からの排出量を推計し、その対策を策定する。

3 がれき処理の留意事項

(1) 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

(2) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改

訂版)」(平成29年9月 環境省)による。

(3) がれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き埋立て等の処分を行う。

〈資料編 P 1 3 9 ごみ収集運搬車両所有状況一覧表〉

〈資料編 P 1 3 9 ごみ焼却施設一覧表〉

〈資料編 P 1 3 9 粗大ごみ処理施設一覧表〉

〈資料編 P 1 3 9 資源化等を行う施設一覧表〉

第3 し尿処理

1 実施体制

市は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における防疫上、収集可能になった日から可能な限り早急に収集処理する。その実施体制については、現有の人員、機材、処理施設で対応することを原則とするが、特に甚大な被害を受けた場合は、相互応援協定に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。

2 排出量の推計

市は、被災地の戸数等から排出量を推計し、収集、運搬、処分等の対策を策定する。

3 収集運搬

(1) 市は、必要により相互応援協定に基づき県に応援を要請し、収集運搬体制を確立する。

(2) 市は、被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。

4 し尿処理の留意事項

市は、収集運搬したし尿を原則としてし尿処理施設で処理するほか、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、農地還元等により環境衛生上支障のないよう特に注意して処分する。

〈資料編 P 1 3 9 し尿処理施設一覧表〉

第4 廃棄物処理の特例

1 実施体制

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定され、環境大臣が、迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定したときは、特例地域にのみ適用のある特例的な廃棄物処理特例基準が定められる。

市及び県は、同節第1、第2、第3により災害廃棄物の処理を行うことを基本としつつ、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県は環境省と連携し、市に対し必要な情報の提供を行う。

2 留意事項

市及び県は、廃棄物処理業の許可を受けないで廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものにより特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたこ

とが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第16節 文教施設等応急対策

震災時の児童・生徒等の生命、身体的安全確保や応急時の教育の実施のため、市及び県の教育委員会は、必要な措置を講じる。

第1 応急措置

校長等は、あらかじめ定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

- ・児童・生徒、教職員等を安全な場所に避難させ、安否を確認する。
- ・災害の規模や児童・生徒、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、県教育委員会又は市教育委員会に報告する。
- ・当該教育委員会と連携し、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など児童・生徒等の安全確保に努める。

第2 応急時の教育の実施

1 教育施設の確保

- (1) 市教育委員会及び県教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策を講じる。

災害の程度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	1 公民館等公共施設 2 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1 住民の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 2 応急仮校舎
県内大部分についての災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学力低下のおそれがある場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができない場合、又は仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

2 教職員の確保

市教育委員会及び県教育委員会は、震災により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を確保する。

- (1) 災害の状況により、市教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に応援させ教育の正常化に努める。
- (2) 被災の状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、県教育委員会が、郡又は県

単位に対策を立て、市教育委員会と協議して早急に応援体制を取り、教職員の確保に努める。

- (3) 市教育委員会及び県教育委員会は、災害による教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来たす場合は、退職教員を臨時に雇用するなど対策をたてる。

第3 防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校、公民館、青少年教育施設、体育館等の施設の管理者は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ市に協力する。

第4 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を、栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に市が行うものとする。災害救助法による学用品給与の基準は次のとおりである。

1 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、(中等教育学校の前期課程の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒に対して行う。

2 内容

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

- (1) 教科書代

ア 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、市教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

イ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

- (2) 文房具費、通学用品費

災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第2条で定められた額以内とする。

4 期間

地震災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

第5 文化財の保護

1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市に通報する。所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、市教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

地震災害発生の場合、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県に報告する。

第6 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

第7 社会教育施設における応急対策

1 応急措置

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し市教育部又は県教育委員会に報告する。

第17節 住宅応急対策

震災により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者の居住の安定を図るため、市は、関係機関と連携し、公営住宅の一時的な供給、応急仮設住宅の建設、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

第1 実施体制

1 実施体制

震災により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は、原則として市が行い、県はこれに協力する。

ただし、災害救助法を適用した場合は、基準に基づき原則として県が行う。

また、県は関係団体、市と協力し、民間賃貸住宅に関する情報を被災者に提供する。

2 応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の公的住宅等で提供可能なものを供給するものとし、必要数に不足する場合は応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を応急仮設住宅

として借り上げることにより供給するものとする。

第2 公営住宅等の一時供給

1 対象

次の条件を満たす者とする。なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

- (1) 震災のため住家が全壊、全焼又は流失したこと
- (2) 居住する住家がないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 市は、既設の公営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 市内で確保できない場合、市は、県に県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを要請する。

第3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。
なお、供給にあたっては、高齢者・障がい者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

1 対象

本節第2に掲げる対象に同じ。

2 建設による応急仮設住宅の供給

- (1) 設置予定場所
市において決定するものとする。なお、市は建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告するものとする。
- (2) 住宅の規模及び構造
1戸当たり29.7平方メートルを基準とする。
- (3) 実施方法
県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常（緊急）災害対策本部に協力を要請する。
<資料編 P142 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書>

3 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給

県は、関係団体と協力し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住宅として被災者に供給する。

4 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

5 期間

- (1) 建設期間
応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内

閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(2) 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間（3箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年。）以内とする。

ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用され、同法13条により県がその事務を市に委任した場合の被災住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

1 対象

震災のため住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

2 実施方法

市は、業者活用等により修理を実施する。

3 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

4 期間

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

〈資料編 P122 災害救助法施行細則〉

第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

1 対象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者。）

2 内容

県は、「災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定」に基づき、協定締結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報を市と連携し被災者に提供する。

第18節 労務供給対策

災害応急対策を実施するにあたって、労力的に不足する箇所への労務の安定供給を行う。

第1 労務供給計画

1 要員の確保

震災時における必要な要員の確保は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

2 要員の確保が困難な場合の対応

- (1) 市は、その地域内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。
 - ア 相互応援協定等に基づく他の市町村に対する応援要請
 - イ 県への要員確保依頼
 - ウ 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあるせん要求
 - エ 矢板市退職者親和会との大規模災害時における支援協力に関する協定に基づく要請
- (2) 市及び県は、不足する要員を確保するほか、職員の負担を軽減するため、当該応急対策に精通した退職職員に協力を求める。なお、県の各部局等で制度化している退職職員の活用について極力利用するようにする。

第2 災害救助法を適用した場合の要員の確保

県、市の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、市又は県が行う。

1 対象

次に掲げる活動に要する労働者で、市又は県が雇用する者。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末
- (4) 飲料水の供給
- (5) 死体の搜索
- (6) 死体の処理（埋葬を除く。）
- (7) 救済用物資の整理配分
- (8) 炊出しその他による食品の給与

2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

3 期間

前項の各救助の実施が認められる期間（ただし(1)については1日程度）。

なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

第19節 公共施設等応急対策

震災に際して、交通機関、ライフライン等市民の生活に多大な影響を及ぼす施設の早期復旧を図るため、各施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

第1 輸送関係施設の対策

1 道路施設

(1) 被害情報の収集

市及び県は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等による巡視、道路情報モニター、管理委託業者等からの道路情報の収集に努める。

(2) 被害情報の伝達

ア 市は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ 市は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

(3) 応急措置

ア 緊急の措置

市は、巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

イ 交通規制

市は、交通の危険が生じると認められる場合は、警察等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

ウ 交通の確保

市は、関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

エ 二次災害の防止

市は、災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

オ 道路情報の提供

市は、災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

2 鉄道施設

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

(1) 被害情報の収集、伝達

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報する。

(2) 応急措置

鉄道事業者は、被害の状況に応じ仮復旧を行い、食糧その他非常緊急にかかわるものの輸送を速やかに確保するよう努める。このため、外注工事その他の方法により、路線、建造物、電気等の復旧に努める。また、復旧状況、列車の運行状況について、関係機関に連絡するものとする。

第2 ライフライン関係施設の対策

1 水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

(2) 応急措置

水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧させ、給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

ア 工事業者への協力依頼

被害の状況により矢板市管工事組合、更には、栃木県管工事業協同組合連合会へ応急復旧の協力を要請する。なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

イ 送配水管等の復旧手順

(ア) 導水管及び送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に水源から浄水場までの導水管及び配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

(イ) 臨時給水栓の設置

被災していない配水管、復旧された配水管で広域避難場所に近い公設消火栓において、臨時給水栓を設置する。なお、臨時給水栓を設置の際は、矢板消防署に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

ウ 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮設配水管を布設する。

エ 通水作業

応急措置後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次主要配水管から行う。

(3) 広報

給水場所は、あらかじめ広報紙等で住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供し、利用者の水道に関する不安解消に努める。

(4) 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

<資料編 P 4 8 上水道施設一覧>

2 下水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

市は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・

排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 下水道施設が被害を受けた場合、下水道管理者は、二次災害の発生のおそれがある箇所¹の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

イ 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きよ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

(ア) 応急復旧の緊急度、工法の検討

(イ) 復旧資材、作業員の確保

(ウ) 技術者の確保

(エ) 復旧財源の措置

〈資料編 P 4 8 下水道施設一覧〉

3 電力施設

(1) 東京電力パワーグリッド²は、災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

ア 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、東京電力³は、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

イ 応急措置

(ア) 要員・復旧資材の確保

東京電力パワーグリッド⁴は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

(イ) 電力の融通

東京電力パワーグリッド⁵は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合は、各電力会社からの電力の融通を行う。

(ウ) 危険予防措置

県、警察、市、消防機関等は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド⁶に対して送電の停止を要請する。同支店は、要請に対して適切な措置を講ずるものとする。

(エ) 自衛隊の災害派遣要請

東京電力パワーグリッド⁷は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は、適切な措置を行うものとする。

(オ) 応急工事の実施

東京電力パワーグリッド⁸は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しながら次の基準により応急工事を実施する。

a 発電施設

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

b 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用による仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

c 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

d 配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

e 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

(2) 発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者は、(1)に準ずる。

(3) 広報

東京電力パワーグリッド(株)は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地区へ周知する。

第3 河川管理施設等の対策

市及び県は、地震発生時に災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によって発生する水害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

1 水防機関の監視、警戒活動

地震発生後に災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

(1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者は、ただちに矢板土木事務所長に報告し、土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。

ア 消防団（水防団）が出動したとき

イ 水防作業を開始したとき

ウ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）

(2) 出動及び水防作業

ア 水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の消防団（水防団）を非常配備するための指令は、次の場合により発するものとする。

(ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

(イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合

(ウ) 緊急にその必要があるとして、知事から指示があつた場合

イ 本部員の非常配備

水防管理者はあらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

ウ 消防機関

(ア) 待機

消防団（水防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員はただちに次の段階に入りうる状態におくものとする。

(イ) 準備

河川水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記によるものとする。

- a 消防団（水防団）の団長及び部長は所定の詰所に集合する。
- b 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画を行う。
- c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

(ウ) 水防管理者が出動の必要を認めたときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

2 河川管理施設等損壊時の通報措置

地震発生後、堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、管下水防管理団体においては、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

3 河川管理施設等損壊後の処理

市は、県とともにできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

第20節 危険物施設等応急対策

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、関係機関は連携して、適切な応急対策を実施する。

また、危険物施設の所有者等は、危険物災害を最小限に止め、施設の従事者及び地域住民の安全を確保するため、適切な措置を講じる。

第1 災害の拡大防止活動

- (1) 事業者は、危険物施設等が被災した場合に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。
- (2) 市、県及び消防本部は、危険物施設等が被災した場合に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第2 危険物等の大量流出に対する応急措置

市は、県、警察及び消防本部等と連携して危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、危険物等の処理等必要な措置を講じ、継続的な監視を行う。

また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

第3 避難対策

危険物施設等が被災した場合、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難対策は、本編第3章第5節に準じる。

第4 石油類等

石油類等危険物災害発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

1 事業所等の対策

- (1) 災害が発生した場合は、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自主防災組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害の発生時には、災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。また、危険物の流出防止のため、土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等に努める。
- (4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火などを行う。また、漏洩対策として、液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- (5) 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 市、消防機関の対策

- (1) 市は、被害の状況により警察等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。
- (2) 消防機関は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

第5 火薬類

火薬類災害発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

1 事業所等の対策

- (1) 火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- (2) 移送する余裕がない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の市民に避難するよう警告する。
- (4) 安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

2 市の対策

市は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ市民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

第6 LPガス・高圧ガス

ガス災害発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

1 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

- (1) 速やかな応急措置の実施

ア 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

イ 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、消防本部、警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報する。

(2) 応援、協力

ア 販売事業者等は、応援措置や復旧に当たっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

イ エルピーガス協会各支部内での対応が困難な場合は、エルピーガス協会は、応援、協力について調整を行い、的確な応急措置、復旧措置を講じる。

ウ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。

エ 高圧ガス協議会は、協力要請に基づき、消防本部、警察等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

2 市、消防機関の対策

(1) 市は、被害の状況により警察等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

(2) 消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。

(3) 消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

第7 毒物・劇物

毒物・劇物災害発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

1 事業者等の対策

(1) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、市、県、消防本部、警察等へ通報する。

(2) 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処置等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。

(3) 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

2 市の対策

市は、状況により周辺住民への周知、避難指示、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

第21節 広報活動

震災時に、市民に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、関係機関は、相互に連携して、市民ニーズに対応した広報活動を行う。

第1 広報活動内容

1 広報の内容

市及び消防本部は、県及び防災関係機関等と連携し、地震災害の規模、態様等に応じて、市民生活に係る次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

なお、(10)については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

- (1) 震度、地震の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 高齢者等避難、避難指示に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 被災者の安否に関する情報
- (11) ボランティア・義援物資の受け入れに関する事項
- (12) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (14) 市民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (15) その他必要な事項

2 広報の方法

市及び防災関係機関等は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、各機関が有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く市民に的確な情報提供を実施する。

第2 市の広報活動

1 地震災害時の広報体制

市は、次により災害時の広報活動を実施する。

- (1) 災害情報等の提供窓口の一元化
災害情報等を市民に的確に提供するため、確実な情報の収集に努めるとともに、情報提供窓口の一元化を図る。
- (2) 広報活動
市は、各種広報活動を実施するほか、災害対策本部が行う記者発表に関する諸調整を行う。
 - ア 各種広報媒体を活用した、市民への災害情報や生活情報の提供
 - イ 情報センターの設置・運営、市民からの電話等による問い合わせ・要望・相談等への対応
 - ウ 災害対策本部が行う報道機関に対する災害情報提供・報道要請等の連絡調整
- (3) 相互連絡体制の確立
効率的な広報活動を期するため、市は、県、その他関係機関との相互連絡体制を確立し、連携を図る。

2 地震災害情報等の提供

- (1) 報道機関を通して行う地震災害情報等の提供
 - ア 地震災害情報や市の対策等を、その都度速やかに報道機関に提供する。

イ 一元的な情報の提供

災害情報の発表に当たっては、情報等の混乱を避けるため、本部広報班が一元的に窓口となり、災害対策本部が報道機関に対して発表する。

〈資料編 P 1 2 1 関係報道機関一覧表〉

3 市民に対する地震災害情報等の提供

(1) 報道機関を通して行う地震災害情報等の提供

ア 市は、収集した災害情報や市の応急対策等について、その都度速やかに各報道機関に提供する。

なお、上記以外の報道機関（他県の地方紙等報道機関、外国報道機関、雑誌社等）に対しても、同様の災害情報等を提供する。

(2) ワンストップ相談窓口の開設

ア 市は、必要に応じ、本部広報班に「ワンストップ相談窓口」を設置し、対策本部からの各種情報に基づき、市民からの問い合わせ・相談等に対応する。

イ「ワンストップ相談窓口」には電話回線、ファクシミリ、パソコン通信等の設備を確保するとともに、職員を配置する。

(3) 要配慮者等への配慮

ア 市は、災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。

イ 市は、視聴覚障がい者、外国人等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障がい者に対する情報支援にあたっては、障がいの程度（全盲、弱視、聞こえの状態など）に応じた提供方法（点字・音声・拡大文字、手話・文字・拡張器など）による情報支援に努める。

ウ 市は、一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう情報伝達を工夫する。

(4) 各種広報手段の活用

市は、市民に対して、地震災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

ア 被災地や避難場所等へ市有車両（市広報車等）を派遣し、被災者への呼びかけや印刷物の配布、掲示を行うほか、被災状況の把握や要望・苦情の収集を実施する。

イ 市防災行政無線による情報提供

ウ 避難場所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等による各種情報の周知

エ 災害情報等に関する広報紙、チラシ、ビラ等の作成・配布

なお、視聴覚障がい者や外国人等には、各種団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配付する。

オ 各種情報の新聞広告掲載

カ ホームページやメール等の情報通信技術を活用した情報提供

キ ボランティアの支援を得た、情報の収集や広報活動の実施

ク 消防団・自主防災組織等の人的ネットワーク等による広報活動

4 地震災害時における報道要請

大規模災害が発生した場合には、災害の防止と被害拡大の防止等を図るため、県に報道要請を依頼する。

(1) 警報の発令・伝達、避難の指示

- (2) 消防、その他の応急措置
- (3) 被災者の避難、救助その他の応急措置
- (4) 災害を受けた児童・生徒の応急の教育
- (5) 施設、設備の応急の復旧
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制、緊急輸送の確保
- (8) 災害の拡大防止の措置
- (9) その他災害応急対策に関すること

5 記録写真の収集並びに記録集の作成

- (1) 災害に関する写真や映像等を整理・保管するほか、関係機関が保持する災害写真、ビデオ等を撮影したときは、その内容を速やかに広報班に連絡するとともに広報班は資料の収集に努める。
- (2) 必要に応じ「災害写真集」、「記録ビデオ」等を作成するものとする。

第3 市民に対する広報活動

市は、住民生活の混乱を防止するため、県の広報計画に準じて計画を策定し、関係機関と連携を図り、住民に対して迅速、的確な広報活動を実施する。

緊急避難等災害に対する厳重な警戒が必要な場合やそのおそれがある場合は、市防災行政無線等の個別伝達システムや消防団・自主防災組織等の人的ネットワーク等により、地域住民に対して、災害情報を迅速に伝達する。

第4 その他の機関の広報活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・防災上重要な施設の管理者は、それぞれ各機関において定めるところにより、県、市町、その他関係機関と連携を図り、迅速、的確な広報活動を実施する。

〈資料編 P 1 2 1 関係報道機関一覧表〉

第2 2 節 自発的支援の受入

大規模地震発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

第1 ボランティアの受入・活動支援

1 災害時のボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、配分
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助

- (9) その他災害応急対策に関する業務

2 ボランティア活動の支援調整

(1) 体制の整備

市及び市社会福祉協議会は、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。なお、支援・調整にあたっては、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(2) 市及び市社会福祉協議会等の活動

市は、地域防災計画に基づき、市社会福祉協議会及びボランティア団体等で組織し、ボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを災害発生後速やかに設置して、センターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実をホームページ等に公表するなど、住民やボランティアへの周知を図る。

〈資料編 P 1 4 3 災害ボランティアセンターの概要〉

第2 義援物資・義援金の受入・配分

1 義援物資の受入

(1) 義援物資の受入

市及び県は、義援物資に関する対応方針について、ホームページへの掲載や報道機関への報道依頼により周知徹底を図る。また、義援物資は、物資集積所において、受入れ、一時保管、仕分け、配送を行い、適切な在庫管理に基づき、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

(2) 義援物資の需給調整と情報発信

被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

2 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、次の関係機関をもって義援金配分委員会を構成し実施する。

《義援金配分委員会委員名》

矢板市社会福祉協議会事務局長

矢板市商工会長

塩野谷農業協同組合矢板地区営農生活センター長

たかはら森林組合代表理事組合長

下野新聞社矢板支局長

矢板市消防団長

矢板市区長会長

矢板市議会議長

矢板市副市長

(2) 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、受付機関において一時管理を行う

ものとする。

配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、半壊（半焼）以上の被災者を対象とし、次の基準に被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定する。

配分委員会の決定額により、被災者に義援金を配分する。

配分方法は、口座振込みを原則とする。

全壊（全焼）、流失世帯	1
半焼（半壊）世帯	1 / 2
死者（行方不明で死亡と認められる者を含む。）	1
重傷者（1ヵ月以上の治療を要する見込みの者）	1 / 3

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに、報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

第23節 孤立集落応急対策

県及び市は、地震に起因する土砂災害等による道路や通信の途絶によって孤立状態となった集落に対し、迅速に状況を把握し、応急対策活動を実施する。

第1 孤立実態の把握

市及び県は、平時からの孤立集落発生の可能性に関する状況調査に基づき各地域と連絡を取り、孤立発生の有無及び被害状況の把握に努める。

また、現地との連絡が取れない場合は、ヘリコプターを活用するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣や災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）の活用による情報収集に努める。

孤立集落内の行政区長、自主防災組織の長は、集落内の状況把握に努める。

第2 救出・救助活動の実施

市及び県は、負傷者発生など人的被害の状況が判明した場合は、関係機関と連携し早急な救出・救助活動を実施する。

第3 通信体制の確保

市及び県は、通信の途絶を解消するため通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

第4 生活必需物資の輸送

市及び県は、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資等の輸送を、ヘリコプターや、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）による空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

第5 道路の応急復旧

市及び県は、優先して道路復旧を実施して、孤立集落に対する輸送ルートを確保する。

第4章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第4章第1節に準ずる。

第2節 民生の安定化対策

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第4章第2節に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

第3 地震保険等の活用

地震保険・共済は、被災者の生活再建にとって有効な手段であることから、市は、その制度の普及促進に努める。

第3節 公共施設等災害復旧対策

「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」第4章第3節に準ずる。